

I 富山県の都市計画

1 都市計画の概要

(1) 都市計画の法制

日本における初めての近代都市計画の法制は、明治21年（1888年）8月に公布された勅令「東京市区改正条例」である。これは、法律ではなく東京のみに適用される条例であり、都市計画全般というよりは、東京を先進国の首都に相応しい近代都市に改造するために、都市基盤をなす公共施設（道路、公園、上下水道、鉄道等）の整備を定めたものだった。

その後、大正7年（1918年）4月には「東京市区改正条例」を大阪、京都などに準用する法律が制定された一方で、明治維新以降の近代化によって地方都市も含めて全国の都市が急速に拡張する状況を受け、計画的な市街地形成の必要性から、大正8年（1919年）4月に「都市計画法（旧法）」が制定された。また、同年には、現在の建築基準法の前身となる「市街地建築物法」も制定された。

戦後、わが国の飛躍的な経済成長に伴い、大都市の住宅問題、郊外への無秩序な市街地の拡大など、欧米先進諸国が戦前に経験した都市問題を、極めて短期間に経験することになる。しかしながら、戦前の「都市計画法（旧法）」は、地方自治への未対応、弱い土地利用規制など、高度成長期の都市問題に対応するには極めて時代遅れというほかなく、その結果、ようやく昭和43年（1968年）6月に新たな「都市計画法」として生まれ変わる事となった。（法の公布：昭和43年6月15日 施行：昭和44年6月14日）

現行の「都市計画法」制定から50年が経過した現在、人口減少・超高齢社会の到来、モータリゼーションの進展、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化しており、都市は成長する時代から安定・成熟する時代へと移行してきている。このような状況に的確に対応するために、以下のように「都市計画法」の大幅な見直しが行われている。

（令和7年12月31日時点）

○都市計画法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正の概要

（法の公布：平成10年5月29日 施行：平成10年11月20日）

- 1 都市計画決定権限の県知事から市町村長への委譲
- 2 県が定める都市計画のうち建設大臣の認可を要しない範囲の拡大
- 3 市町村が定める都市計画のうち県知事の承認を要しない範囲の拡大
- 4 道路に関する都市計画に定める事項について「車線の数」を追加
- 5 軽易な変更の範囲の拡大

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による都市計画法改正の概要

(法の公布：平成11年7月16日 施行：平成12年4月1日)

- 1 都市計画に関する事務は原則として自治事務化
都市計画に関する事務（都市計画区域の指定、都市計画の決定・変更、開発許可、都市計画事業認可等）はごく僅かの例外を除き、自治事務とされた。
- 2 国の認可、都道府県知事の承認を、それぞれ同意を要する協議にし、その際の関与の視点を明確化
- 3 市町村都市計画審議会の法定化
 - ①市町村に都市計画審議会を設置できることとする。
 - ②市町村が都市計画を決定する場合は、都道府県知事の承認の際に都市計画地方審議会の議を経る必要があったが、市町村都市計画審議会の議を経れば、都道府県都市計画審議会の議は不要となった。

○都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の概要

(法の公布：平成12年5月19日 施行：平成13年5月18日)

- 1 都市計画に関するマスタープランの充実
都道府県がすべての都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定める。
- 2 区域区分（線引き）の都道府県による選択制
都市計画区域毎に、線引きをするか否かを、都道府県が地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する。
- 3 開発許可の基準の地域の実情に応じた変更
 - ①市街化調整区域内で、市街化の進行しつつある一定の既存集落等の区域を条例で定め、周辺環境と調和する用途の建築物等を許容。
 - ②地域の実情に応じ、開発行為の技術基準を条例により強化又は緩和。
- 4 良好な環境の確保のための制度の充実
 - ①都市計画基準に「自然的環境の整備又は保全への配慮」を追加。
 - ②小規模な風致地区の決定権限及びその規制内容を定める条例の制定権限を市町村に委譲。
 - ③非線引き白地地域で「特定用途制限地域」を定め、望ましくない用途の建築物等の建築を制限。
 - ④用途地域を定めていない区域において、土地利用の状況に応じ、容積率、建ぺい率等を選択。

5 既成市街地の再整備のための新たな制度の導入

- ①商業地域内の一定の地区において、関係者の合意に基づき、他の敷地の未利用容積を活用できる「特例容積率適用区域制度」を創設。
- ②道路、河川等の都市施設が整備される立体的な範囲を都市計画で定め、区域内の建築規制を合理的な範囲で緩和。
- ③用途地域を定めているすべての区域で地区計画の策定が可能。

6 都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の導入

- ①市町村は、都市計画区域外で都市的土地利用が見込まれる区域について、「準都市計画区域」を指定し、土地利用の整序に必要な都市計画を定めることが可能。
- ②都市計画区域外及び準都市計画区域外における一定規模以上の開発行為について開発許可制度を適用。

7 都市計画決定システムの透明化と住民参加の促進

- ①国及び地方公共団体は、住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない旨を規定。
- ②都道府県が都市計画の案を作成する際の、都道府県と市町村の役割分担の明確化。
- ③住民から市町村に対して地区計画等の策定を求めることが条例により可能。
- ④都市計画の案の縦覧における理由書の添付を義務付け。
- ⑤法定の都市計画決定手続について、手続の付加や詳細化が条例により可能。

○建築基準法等の一部を改正する法律の概要

(法の公布：平成14年7月12日 施行：平成15年1月1日)

1 まちづくりに関する都市計画の提案制度の創設

住民等の自主的まちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の2/3以上の同意を得て、都市計画の提案ができることとする。

2 用途地域における容積率等の選択肢の拡充

地域毎のまちづくりの多様な課題に適切に対応できるようにするため、容積率制限、建ぺい率制限、日影制限等の選択肢の拡充を行う。

(改正内容の一例)

- ①容積率制限：中高層住居専用地域において400%、500%を追加
商業地域において1100%、1200%、1300%を追加
- ②建ぺい率制限：第一種住居地域等において50%、80%を追加
- ③敷地規模制限：全用途地域において適用
- ④日影規制：低層住居専用地域以外において日影測定面高さ6.5mを追加

3 地区計画制度の見直し

現行の地区計画制度を整理・合理化し、1つの地区計画で、地区の特性に応じて用途制限、容積率制限等を緩和・強化できる、分かりやすく、使いやすい制度とする。

○都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の概要

(法の公布：平成18年5月31日 施行：平成18年3月30日、平成18年11月30日、平成19年11月30日)

1 大規模集客施設に係る立地規制

- ①市街化区域、用途地域における立地規制
- ②商業地域、近隣商業地域、準工業地域以外の用途において、床面積1万㎡を超える店舗等（以降、大規模集客施設と称す）を原則立地不可とする。

2 非線引き白地地域等における立地規制

非線引き都市計画区域、準都市計画区域内の白地地域では、大規模集客施設を原則立地不可とする。

3 用途を緩和する地区計画制度の創設

上記1及び2により規制強化される用途地域及び非線引き都市計画区域内の白地地域においては、大規模集客施設の立地も認めうる新たな地区計画制度（開発整備促進区）を創出。

4 準都市計画区域制度の拡充

農地を含む土地利用の整序が必要な区域等に広く指定できるよう、準都市計画区域の要件を緩和するとともに、指定権者が市町村から都道府県に変更。

5 都市計画手続等の円滑化、広域調整手続の充実

- ①一定の開発事業者が都市計画提案を行えるよう、都市計画提案権者の範囲を拡大。
- ②広域調整の強化のため、都道府県知事が市町村長の都市計画決定等に対する同意協議を行う際に、関係市町村長からの意見を聴取できることとする。

6 開発許可制度の見直し

- ①市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準を廃止。
- ②これまで開発許可が不要とされていた病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を開発許可等を対象とする。

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

(平成20年5月23日公布、平成20年11月4日施行)

歴史的風致維持向上地区計画の追加

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第一次一括法)による都市計画法一部改正の概要

(法の公布：平成23年5月2日 施行：平成23年8月2日)

- 1 都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止
- 2 市の都市計画決定に係る知事同意協議を同意なし協議に変更

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第二次一括法)による都市計画法一部改正の概要

(法の公布：平成23年8月30日 施行：平成24年4月1日)

1 都道府県の権限の市町村への移譲

(1) 県から全ての市町村へ移譲されたもの(以下の都市計画決定)

- ①地域地区のうち、10ha以上の風致地区及び特別緑地保全地区並びに緑地保全地域(いずれも2以上の市町村にわたるものを除く)(15条1項4号、5号)
- ②都市施設のうち、4車線以上の市町村道、一般自動車ターミナル、10ha以上の公園、緑地、広場及び墓園(国、県等が設置するものを除く)、大学及び高等専門学校、2000戸以上の一団地の住宅施設並びに防潮施設(15条1項5号)
- ③市街地開発事業のうち50haを超える土地区画整理事業、3haを超える市街地再開発事業、20haを超える住宅街区整備事業及び3haを超える防災街区整備事業(いずれも国、県等が施行するものを除く)(15条1項6号)
- ④市街地開発事業等予定区域のうち、20ha以上の一団地の住宅施設予定区域(15条1項7号)

(2) 県から市へ移譲されたもの(以下の許可、監督処分等(町村には移譲されない))

- ①土地の試掘等の許可の規定(26条、27条)
- ②市街地開発事業等予定区域、都市計画施設、市街地開発事業の区域内や都市計画事業認可を受けた事業地内における建築等の許可の規定など(52条の2、53条、54条、55条、56条、57条、65条、84条)(※1)
- ③報告、勧告、援助等の規定(80条)
- ④監督処分、立入検査、罰則等の規定(81条、82条、91条、92条)

〔※1 建築等の許可等は、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例で既に市町村へ移譲済みであるが、今回の都市計画法の改正により、法に基づいて権限が移譲された。なお、中核市である富山市は既に法令で移譲済みである。(都市計画法87条の3、同法施行令45条、地方自治法施行令174条の49の17)〕

2 義務付け、枠付け、計画等の策定及びその手続きの見直し

(1) 都市計画の策定義務を「できる」規定化されたもの

- ①都市再開発方針等（7条の2）
- ②地域地区（8条）
- ③促進区域（10条の2）
- ④遊休土地転換利用促進地区（10条の3）
- ⑤被災市街地復興推進地域（10条の4）
- ⑥都市施設（11条）
- ⑦市街地開発事業（12条）
- ⑧市街地開発事業等予定区域（12条の2）
- ⑨地区計画等（12条の4）

(2) 都市計画に定める事項のうち、一部を努力義務化されたもの

- ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（6条の2）
- ②地域地区（8条）
- ③促進区域（10条の2）
- ④遊休土地転換利用促進地区（10条の3）
- ⑤被災市街地復興推進地域（10条の4）
- ⑥都市施設（11条）
- ⑦市街地開発事業（12条）
- ⑧市街地開発事業等予定区域（12条の2）
- ⑨地区計画等（12条の4、12条の5）

(3) 都市計画に定める事項のうち、例示化されたもの

①都市計画の告示等（20条）

改正前：～の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

改正後：～の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供しなければならない。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第三次一括法)による都市計画法一部改正の概要

(法の公布：平成25年6月14日 施行：平成25年6月14日、平成26年4月1日)

- 1 国土交通大臣への都市計画決定図書の送付不要
- 2 開発審査会委員の人数を「五人又は七人」から「五人以上」へ変更

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

(法の公布：平成26年5月21日 施行：平成26年8月1日)

1 立地適正化計画制度の追加（都市再生特別措置法）

立地適正化計画の策定における基本的な考え方、記載内容（居住誘導区域、都市機能誘導区域等）、作成手続きなどについて規程

2 立地適正化計画に基づく新たな地域地区の導入

①居住調整地域

工場等の誘導は否定せず、住宅地化を抑制するもの（都市再生特別措置法、都市計画法）

②特定用途誘導地区

誘導施設に限定して容積率・用途規制を緩和するもの（都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法）

3 立地適正化計画に基づく措置（都市再生特別措置法）

①都市機能誘導区域外の誘導施設の新築等における、届出義務・勧告措置の追加

②駐車場配置適正化区域内の条例で定める規模以上の路外駐車場における届出義務・勧告措置の追加

③居住誘導区域外の一定規模以上の住宅開発における届出義務・勧告措置の追加

④協定制度及び法人制度による都市計画法制度の運用

⑤居住調整地域を定めた市町村への開発許可関係事務の権限移譲

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第五次一括法)による都市計画法一部改正の概要

(法の公布：平成27年6月26日 施行：平成28年4月1日)

区域区分の都市計画決定に係る農林水産大臣協議は、対象範囲に農用地区域等が含まれる場合に限定（23条）

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

(法の公布：平成28年6月7日 施行：平成28年9月1日)

1 都市の国際競争力・防災機能の強化

①民間都市再生事業計画の認定申請期限の延長・認定処理期間の短縮

(申請期限：平成29年3月末まで→平成34年3月末までに延長)

②公共施設等に限られていた民間都市開発事業に対する金融支援の範囲に、国際会議場施設等の整備費を追加

③災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するための協定制度の創設

④建築物の道路上空利用が可能な地域を、特定都市再生緊急整備地域から都市再生緊急整備地域全域へ拡充

⑤都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

2 コンパクトで賑わいのあるまちづくり

- ①地域内にある有用な既存ストックを残しつつ、地域の身の丈にあった市街地整備を可能とする手法の創設
- ②まちなか誘導施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の整備促進を図る地区（特定用途誘導地区）で市街地再開発事業を実施できることとするなどの市街地再開発事業の施行要件の見直し
- ③空き地・空き店舗を有効に活用するための協定制度の創設
- ④賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所、サイクルポート等）の都市公園の占用を可能に

3 住宅団地の再生

土地の共有者のみで市街地再開発事業を組合施行する場合に、各共有者をそれぞれ一人の組合員として扱い、2／3合意での事業推進を可能に

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

（法の公布：平成28年8月29日 施行：平成28年9月1日）

1 都市再生特別措置法施行令の一部改正

- ①都市再生整備計画区域内における都市公園の占用許可の特例の対象となる施設等として、いわゆるサイクルポート、観光案内所等を定める。
- ②①の施設等が満たすべき技術的基準を定める。

2 都市再開発法施行令の一部改正

- ①個別利用区内の宅地等の価額の概算額の算定及び当該価額の確定方法を定める。
- ②施設建築敷地を立体的に利用する必要がある市街地再開発事業は、都市計画法による都市高速鉄道を整備する立体的な範囲を施行地区に含むものと定める。

○都市緑地法等の一部を改正する法律の概要

（法の公布：平成29年5月12日 施行：平成29年6月15日、平成30年4月1日）

1 都市公園の再生・活性化（都市公園法等）

- ①都市公園で保育所等の設置を可能に
- ②民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ③公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）
- ④公園の活性化に関する協議会の設置

2 緑地・広場の創出（都市緑地法）

- ①民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ②緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- ③市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充

3 都市農地の保全・活用（生産緑地法、都市計画法、建築基準法）

- ①生産緑地地区の一律500m²の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能に（300m²を下限）
- ②生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に
- ③新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

（法の公布：平成30年4月25日 施行：平成30年7月15日）

1 都市のスポンジ化対策

（1）低未利用地の集約等による利用の促進（都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律）

- ①複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する「低未利用土地権利設定等促進計画制度」の創設
- ②都市再生推進法人（まちづくり団体等）の業務に、低未利用地の一時保有等を追加
- ③低未利用地を集約し商業施設等の敷地を確保する土地区画整理事業の集約換地の特例
- ④③の制度に基づく土地区画整理事業への都市開発資金の貸付け
- ⑤市町村による低未利用土地利用等指針の作成、低未利用地の管理についての地権者への勧告

（2）身の回りの公共空間の創出（都市再生特別措置法及び都市計画法）

- ①地域コミュニティ等が交流広場等を共同で整備・管理する「立地誘導促進施設協定制度」の創設
- ②住民団体等をまちづくりの担い手として公的に位置付ける「都市計画協力団体制度」の創設

（3）都市機能のマネジメント（都市再生特別措置法及び都市計画法）

- ①民間による都市施設等の確実な整備・維持を図る「都市施設等整備協定制度」の創設
- ②誘導すべき施設（商業施設、医療施設等）の休廃止届出制度の創設

2 都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上（都市再生特別措置法、都市計画法及び建築基準法）

- ①公共公益施設の転用の柔軟化
- ②駐車施設の附置義務の適正化
- ③立体道路制度の適用対象の拡充

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次地方分権一括法)による都市計画法一部改正の概要

(法の公布：令和2年6月10日 施行：令和2年6月10日)

町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止（都市計画法第19条）

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

(法の公布：令和2年6月10日 施行：令和2年9月7日、令和3年10月1日、令和4年4月1日)

1 安全なまちづくり（都市計画法、都市再生特別措置法）

- (1) 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制
 - ①災害レッドゾーンにおける自己業務用施設の開発を原則禁止
 - ②市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等の開発許可の厳格化
- (2) 災害ハザードエリアからの移転の促進
市町村による移転計画制度の創設
- (3) 居住エリアの安全確保
 - ①居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
 - ②市町村による居住誘導区域内の防災対策を盛り込んだ「防災指針」の作成

2 魅力的なまちづくり（都市再生特別措置法等）

- (1) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出
都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定
- (2) 居住エリアの環境向上（都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法等）
 - ①居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
 - ②都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ

○「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）の概要

(法の公布：令和3年5月10日 施行：令和3年7月15日、令和3年11月1日)

- (1) 氾濫をできるだけ防ぐための対策（都市緑地法等）
特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加
- (2) 被害対象を減少させるための対策（都市計画法等）
 - ①都市施設として「一団地の都市安全確保拠点施設」を位置づけ
 - ②敷地の嵩上げや住宅の居室の高床化を、地区計画でルール化することが可能に
 - ③防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を、地区計画に位置付けることが可能に

○都市緑地法等の一部を改正する法律の概要

(法の公布：令和6年5月29日 施行：令和6年11月8日)

(1) 国主導による戦略的な都市緑地の確保（都市緑地法）

- ①国の基本方針・計画の策定
- ②都市計画における緑地の位置づけの向上

(2) 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新のための支援（都市緑地法等）

- ①緑地の機能維持増進についての位置付け
- ②指定法人が地方公共団体に代わって緑地の買入れや整備を行う制度を創設

(3) 緑と調和した都市環境の整備への民間投資の呼び込み（都市再生特別措置法等）

- ①民間事業者等による緑地確保の取組について国が評価・認定する制度を創設
- ②都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業を国が認定する制度を創設

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

平成12年5月公布の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」で創設され、都道府県にその策定が義務づけられた。都市計画区域マスタープランは、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにすることとされている。

平成16年から18年にかけて行われた市町村合併等の社会経済情勢の変化を踏まえ、県下の都市計画区域において見直しをおこない、令和7年3月31日現在、全14区域の都市計画区域マスタープランを策定済みである。

表 都市計画区域マスタープランの策定状況

令和7年3月31日現在

都市計画区域名	市町村名	最終決定時期
富山高岡広域	富山市	平成26年 8月
	高岡市	
	射水市	
富山南	富山市	平成28年 7月
福岡	高岡市	平成25年 3月
魚津	魚津市	
氷見	氷見市	
滑川	滑川市	
黒部	黒部市	
砺波	砺波市	
小矢部	小矢部市	
南砺	南砺市	
上市	上市町	
立山舟橋	立山町	
	舟橋村	
入善	入善町	
朝日	朝日町	

(3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）

平成4年6月公布の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」で市町村において策定が義務づけられたもの。市町村が住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めている。

令和7年12月31日現在、本県では全ての市町村においてマスタープランが策定済みである。

表 市町村マスタープランの策定状況

令和7年12月31日現在

市町村名	最終決定時期	都市計画区域名	備考
富山市	平成31年 3月	富山高岡広域	
		富山南	
高岡市	平成30年12月	富山高岡広域	
		福岡	
射水市	令和 2年 6月	富山高岡広域	
魚津市	平成29年 9月	魚津	
氷見市	平成31年 3月	氷見	
滑川市	平成28年 9月	滑川	
黒部市	平成22年 3月	黒部	
砺波市	平成21年 3月	砺波	
小矢部市	平成27年12月	小矢部	
南砺市	平成21年 3月	南砺	
上市町	平成29年12月	上市	
立山町	平成23年 2月	立山舟橋	
舟橋村	平成17年 8月	立山舟橋	
入善町	平成24年 3月	入善	
朝日町	平成29年 8月	朝日	

(4) 市町村の立地適正化計画

平成26年8月公布の「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」で創設され、市町村が都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を作成できることとなった。都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するものとされている。

令和7年3月31日現在、本県では7市3町において立地適正化計画が策定・公表済みである。

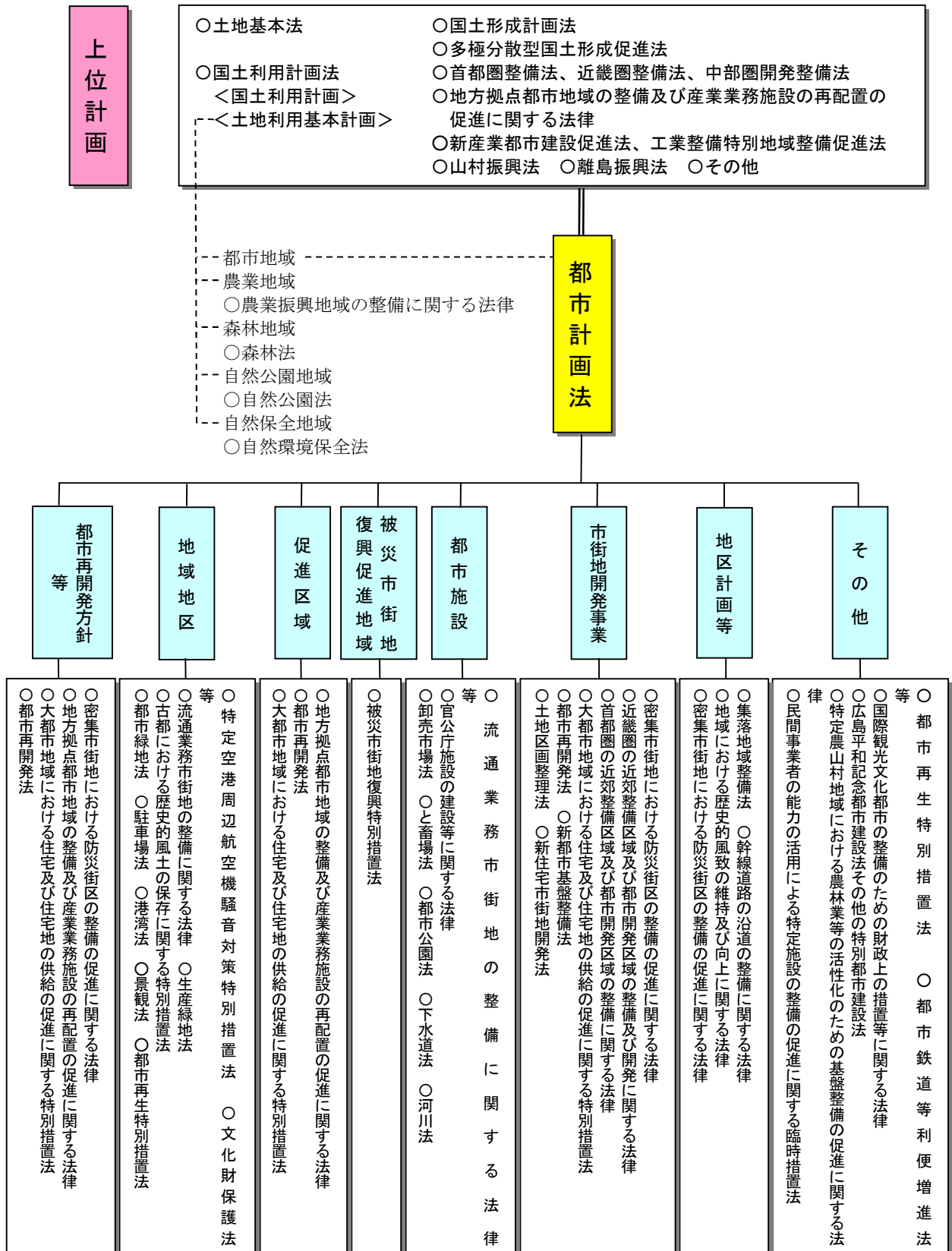
表 立地適正化計画の策定状況

令和7年3月31日現在

市町村名	公表時期	備考
富山市	令和5年11月30日 (平成29年3月31日)	
高岡市	令和5年2月28日 (平成31年3月31日)	
射水市	令和5年5月1日	
魚津市	令和2年7月1日	
氷見市	令和7年3月31日	
黒部市	令和6年3月28日 (平成30年3月31日)	
小矢部市	令和3年3月31日 (平成29年3月31日)	
立山町	令和7年3月31日	
入善町	平成29年4月1日	
朝日町	令和4年10月1日	

※ () は当初作成

○都市計画関係 法体系



○都市計画 制度体系



2 都市計画の適用と地域

本県においては、大正13年6月1日富山市に都市計画が適用されたのを始めとし、現在では10市4町1村の計15市町村（14都市計画区域）が健全な都市発展のため、都市計画を定め、都市計画事業を行っている。

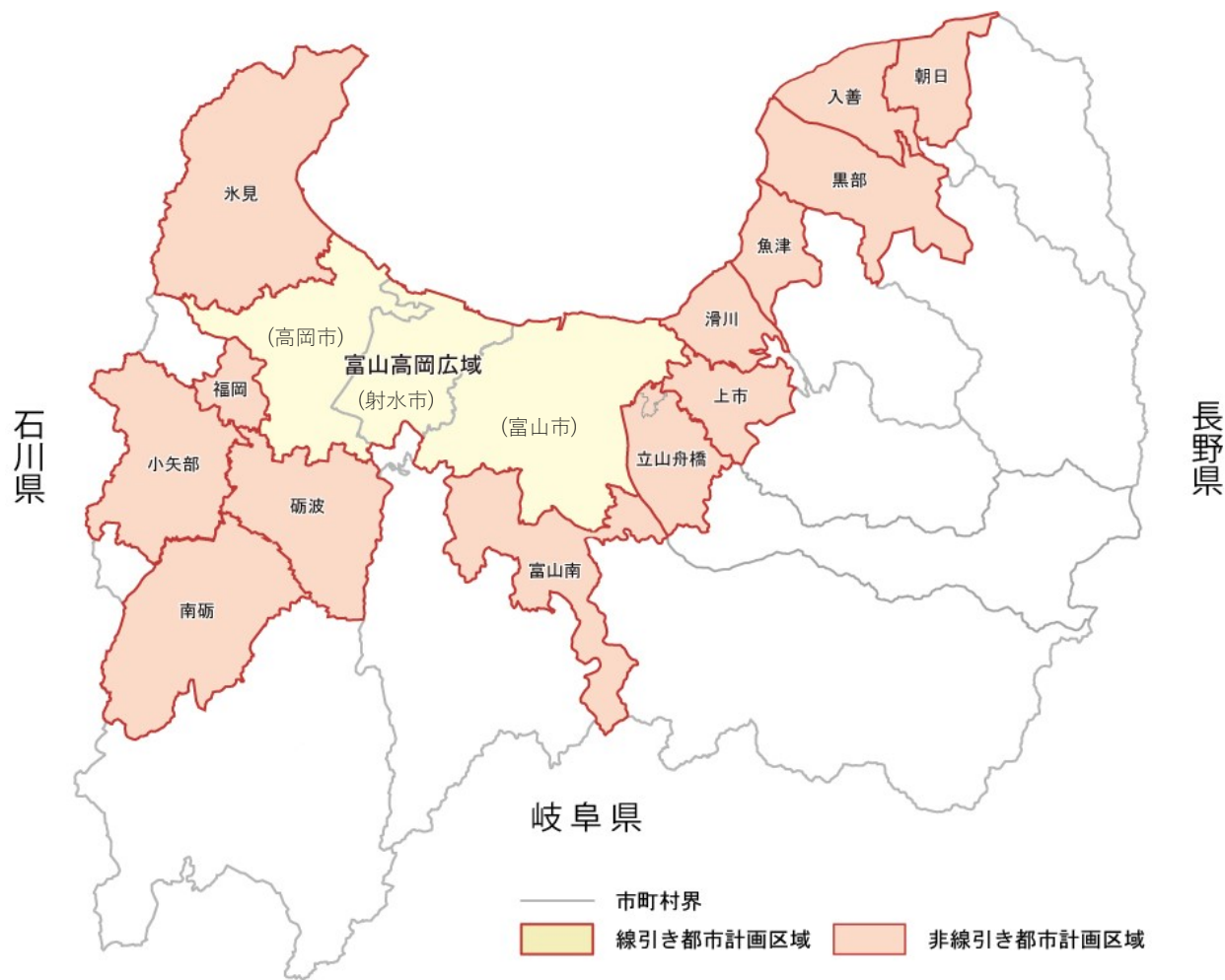
都市計画区域の面積は、令和7年10月1日現在、173,413haで、県全体424,759haの約41%に相当する。

(1) 都市計画法適用都市

都市計画 区域名	市町村名	法指定 年月日	最終区域 決定年月日	都市計画区域		人口集中地区		行政区域		備考	
				区域	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)		人口 (人)
富山高岡 広域	富山市	T 13. 6. 1	S63. 9. 27	富山市の一部	23,029	351,001	6,196	246,850	※124,174	413,938	(用有) 開税
	高岡市	T 14. 4. 1	S63. 9. 27	高岡市の一部	15,072	154,173	2,470	83,714	20,957	166,393	(用有) 開
	射水市	S 15. 2. 12	S63. 9. 27	射水市の一部	9,958	90,742	1,228	44,146	10,944	90,742	(用有) 開
	小計	1区域		3市	48,059	595,916	9,894	374,710	156,075	671,073	
富山南	富山市	H28. 7. 1	H28. 7. 1	富山市の一部	13,007	56,541	—	—	(上記参照)	(上記参照)	(用有)
福岡	高岡市	S 26. 3. 20	S62. 10. 31	高岡市の一部	2,792	12,040	—	—	(上記参照)	(上記参照)	(用有) 開
魚津	魚津市	S 10. 10. 4	H25. 3. 25	魚津市の一部	4,440	38,706	410	12,074	20,061	40,535	(用有)
米見	米見市	S 10. 10. 4	S29. 4. 1	米見市の全域	23,054	43,950	302	9,803	23,054	43,950	(用有)
滑川	滑川市	S 15. 2. 12	H 4. 6. 19	滑川市の一部	4,601	32,277	212	6,736	5,462	32,349	(用有)
黒部	黒部市	S 21. 8. 8	H25. 3. 25	黒部市の一部	11,595	38,246	—	—	42,631	39,638	(用有)
砺波	砺波市	S 15. 2. 12	H25. 3. 25	砺波市の全域	12,703	48,148	191	5,707	12,703	48,154	(用有) 開
小矢部	小矢部市	S 15. 2. 12	H25. 3. 25	小矢部市の全域	13,407	28,983	155	5,319	13,407	28,983	(用有) 開
南砺	南砺市	S 15. 2. 12	H25. 3. 25	南砺市の一部	16,842	46,040	—	—	66,864	47,937	(用有)
上市	上市町	S 15. 2. 12	H 4. 6. 19	上市町の一部	4,431	19,260	—	—	23,671	19,351	(用有)
立山 舟橋	立山町	S 22. 5. 27	S 63. 9. 27	立山町の一部	6,496	23,791	—	—	30,729	24,792	(用有)
	舟橋村	S 44. 5. 20	S 63. 9. 27	舟橋村の全域	347	3,132	—	—	347	3,132	開
入善	入善町	S 15. 2. 12	H 7. 7. 7	入善町の一部	6,186	23,839	—	—	7,125	23,839	(用有)
朝日	朝日町	S 15. 2. 12	S 60. 4. 2	朝日町の一部	5,453	11,067	—	—	22,630	11,081	(用有)
小計		1 3区域		9市4町1村	125,354	426,020	1,270	39,639	268,684	363,741	
合計		1 4区域		1 0市4町1村	173,413	1,021,936	11,164	414,349	424,759	1,034,814	

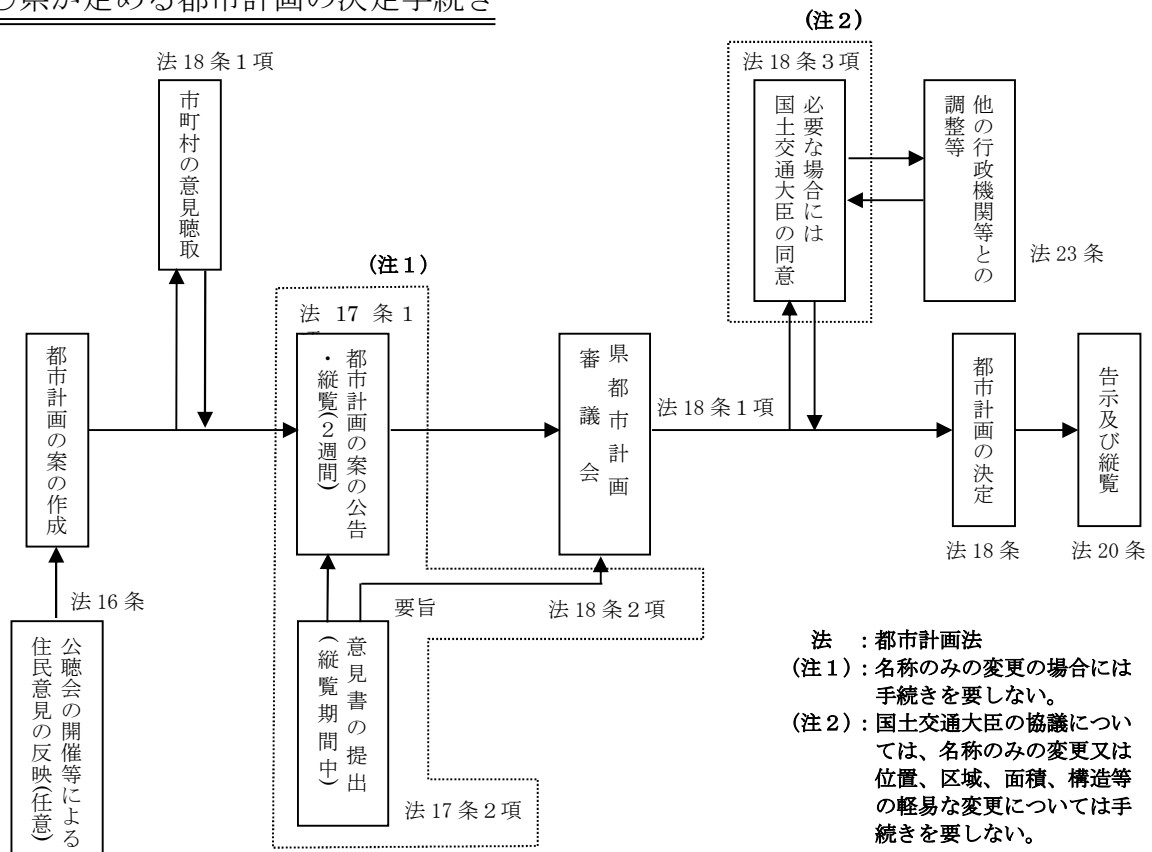
(注) 人口は、令和2年10月1日現在の国勢調査人口、行政区域名面積は令和7年10月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調(※印は一部境界未定のため総務省統計局において推定)による。
(用有)：用途地域有 開：中部圏都市開発区域の指定を含むもの 税：都市計画税を徴収しているもの

(2) 都市計画区域

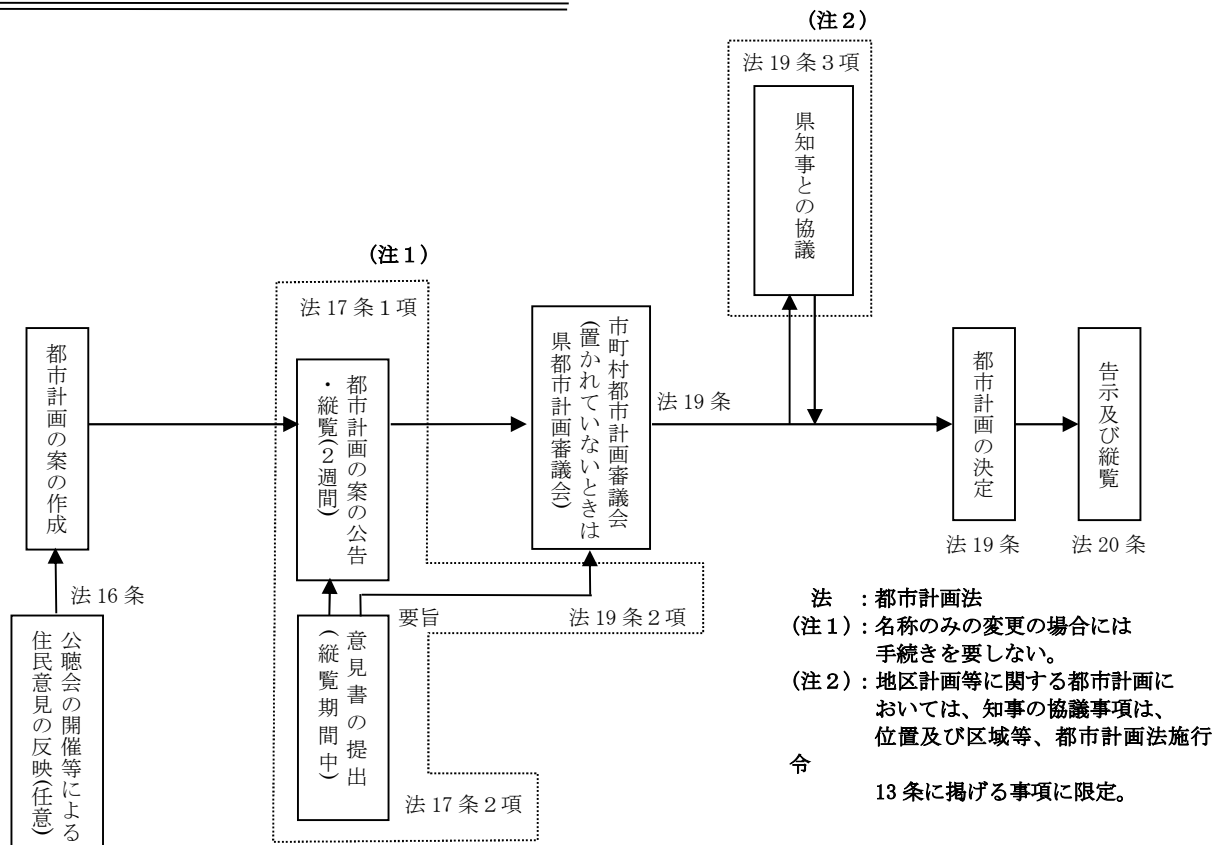


令和7年3月31日現在

○県が定める都市計画の決定手続き



○市町村が定める都市計画の決定手続き



3 区域区分

区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）に関する都市計画は、現行都市計画法によりはじめて導入された制度である。

「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、少なくとも用途地域を定めるものとされている。

「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域であり、原則として用途地域を定めないものとされている。

本県では、富山高岡広域都市計画区域（富山市（旧富山市の全域及び旧婦中町の一部）・高岡市（旧高岡市の全域）・射水市（旧小杉町の一部を除く））において、区域区分の都市計画を定めている。

表 市街化区域・市街化調整区域の対照表

	市街化区域	市街化調整区域
意義・目的	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	市街化を抑制すべき区域
都市的投資	積極的に行う。	原則として行わない。
地域地区制	用途地域を定める。	原則として定めない。
都市施設	道路、公園、下水道等を一体的に定めるほか、学校、市場、住宅地、業務施設等を定める。	地域間連絡道路等を除き、原則として定めない。
市街地開発事業	積極的に行う。	原則として行わない。
開発行為	用途地域に適応し、一定の要件を具備する場合は許可する。	支障がないものまたはやむを得ないものなど、一定の要件に該当するものを除き、原則として許可しない。
農地転用	届出制	許可制

①市街化区域の面積と人口

面積：令和7年10月1日時点、人口：令和2年10月1日時点

	市街化区域の面積					市街化区域 人口 (千人)
	当初決定 (ha)	変更の内訳			最終決定 (ha)	
		増 (ha)	減 (ha)	差引 (ha)		
富山市	6,623.2	767.4	26.7	740.7	7,363.9	283.9
高岡市	3,306.1	440.6	14.9	425.7	3,731.8	119.8
射水市	2,197.6	522.5	11.2	511.3	2,708.9	65.7
計	12,126.9	1,730.5	52.8	1,677.7	13,804.6	469.4

②－(i) 区域区分の変更履歴

(単位：ha)

	変更の内訳			市街化区域 の面積	決定年月日	告示番号
	増	減	差引			
当初決定	-	-	-	12,126.9	S46年 1月30日	県告第66号
第1回見直し	393.3	22.0	371.3	12,498.2	S54年 7月 2日	県告第750号
第2回見直し	267.2	27.2	240.0	12,738.2	S62年10月31日	県告第1090号
随時変更(第1回)	17.3	0.0	17.3	12,755.5	S63年 9月27日	県告第1043号
随時変更(第2回)	23.9	0.0	23.9	12,779.4	H 3年11月 5日	県告第772号
随時変更(第3回)	65.7	0.0	65.7	12,845.1	H 4年 9月11日	県告第713号
随時変更(第4回)	59.0	0.0	59.0	12,904.1	H 7年 5月10日	県告第314号
第3回見直し	504.6	3.6	501.0	13,405.1	H13年 5月16日	県告第238号
第4回見直し	0.0	0.0	0.0	13,405.1	H16年 5月17日	県告第285号
随時変更(第5回)	33.6	0.0	33.6	13,438.7	H17年12月19日	県告第653号
随時変更(第6回)	5.5	0.0	5.5	13,444.2	H20年 6月13日	県告第320号
第5回見直し	0.0	0.0	0.0	13,444.2	H26年 8月25日	県告第3805号
随時変更(第7回)	360.4	0.0	360.4	13,804.6	H28年 9月30日	県告第426号

富山高岡広域都市計画区域(富山市他8市町村、昭和45年8月5日指定告示)は、都市計画法附則第3項に基づく政令(昭和44年政令第158条)附則第4条の規定により、区域区分を定める都市計画区域に指定されたことから、昭和46年1月に区域内9市町村を一体的に整備、開発及び保全することを目的として、市街化区域及び市街化調整区域の当初決定を行った。

区域区分の変更履歴は、昭和54年7月に第1回の見直し、昭和62年10月に第2回の見直しを完了した後、4回の随時変更を行った。

その後、平成13年5月に第3回の見直し、平成16年5月に第4回の見直し、平成17年12月及び平成20年6月にそれぞれ随時変更を行い、平成26年8月に第5回の見直しを行った後、平成28年9月に第7回の随時変更を行った。

なお、区域区分が決定されている市町村は、昭和63年9月に舟橋村が富山高岡広域都市計画区域から除外されたことにより8市町村となり、平成17年11月に新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村が射水市に合併したことにより、現在、富山市、高岡市、射水市の3市となっている。

②－(ii) 区域区分の変更地区一覧（第2回見直し以降）

令和7年3月31日現在

変更年月日	種別	市町村名	地区名（地区番号）	編入面積 （－は逆線引き）
S62.10.31	第2回見直し	富山市	経堂(1)	9.3ha
			太田北(2)	4.1ha
			有沢(3)	17.0ha
			寺町けやき台(4)	8.6ha
			上新保(5)	－9.6ha
			太田北(2)(6)	－3.0ha
			田畑北(7)	19.6ha
			二俣(8)	6.0ha
			下野(37)	18.8ha
			羽根(38)	1.2ha
			西荒屋(40)	38.0ha
			経堂(3)(42-1)	0.03ha
			経堂(4)(42-2)	0.10ha
			経堂(5)(42-3)	0.35ha
			吉作(42-4)	0.10ha
			赤田(42-5)	－0.45ha
			婦中町	田島(28)
		宮ヶ島(29)		1.4ha
		下轡田(1)(30)		2.6ha
		下轡田(2)(31)		0.4ha
		鶉坂(39)		4.9ha
		高岡市	福田六家(9)	9.3ha
			六家(10)	1.7ha
			下佐野(11)	3.3ha

変更年月日	種別	市町村名	地区名 (地区番号)	編入面積 (-は逆線引き)
S62. 10. 31	第2回見直し	高岡市	下伏間江(12)	2. 2ha
			笹川(13)	2. 8ha
			立野東部(14)	5. 7ha
			中保(15)	25. 7ha
			立野内島(16)	-13. 4ha
			戸出古戸出(17)	0. 4ha
			戸出町3丁目(18)	0. 2ha
			中田移田野(19)	4. 9ha
			中田東(20)	3. 5ha
			中田下代(21)	8. 0ha
			中田下麻生(22)	11. 0ha
			二上(23)	27. 9ha
			立野若保(24)	1. 9ha
			伏木国分(25)	0. 3ha
			下牧野(43-1)	0. 01ha
			伏木一宮(43-2)	0. 03ha
			羽広(43-3)	-0. 04ha
			城光寺(43-4)	-0. 03ha
			新湊市	作道(1)(26)
		海老江(27)		2. 4ha
		鏡宮(41)		8. 9ha
		作道(2)(44-1)		-0. 6ha
		小杉町	三ヶ(1)(32)	0. 8ha
			三ヶ(2)(33)	3. 7ha
			戸破(34)	5. 4ha
			青井谷(1)(35-1)	-0. 1ha
			青井谷(2)(35-2)	0. 1ha
			下条(35-3)	0. 7ha
			西高木(45-1)	0. 8ha

変更年月日	種別	市町村名	地区名 (地区番号)	編入面積 (-は逆線引き)
S62. 10. 31	第2回見直し	小杉町	三ヶ (3) (45-2)	0. 06ha
			鷺塚 (45-3)	0. 09ha
		大門町	水戸田 (35-4)	0. 1ha
		大島町	小林 (46-1)	0. 37ha
			北野若杉 (46-2)	0. 16ha
S63. 9. 27	随時	富山市	金泉寺地区	17. 3ha
H 3. 11. 5	随時	高岡市	中田地区	23. 9ha
H 4. 9. 11	随時	大島町	新開発地区	15. 0ha
		富山市	町村東地区	31. 9ha
			山室荒屋地区	18. 8ha
H 7. 5. 10	随時	富山市	上新保地区 (1)	9. 6ha
			田畑地区 (2)	8. 0ha
			豊田地区 (3)	11. 8ha
			岩瀬地区 (4)	4. 3ha
			湊入船町地区 (5)	0. 6ha
		高岡市	中保地区 (6)	4. 5ha
		大島町	八塚地区 (7)	4. 0ha
		大門町	二口中村地区 (8)	16. 2ha
H13. 5. 16	第3回見直し	高岡市	中曾根 (1)	24. 8ha
			上牧野 (2)	21. 7ha
			木津 (3)	20. 8ha
			戸出町5丁目その1 (4)	0. 3ha
			戸出町5丁目その2 (5)	0. 3ha
			中保 (6)	0. 3ha-0. 03ha
			柴野内島 (7)	0. 1ha-0. 06ha
			北島 (8)	0. 1ha-0. 05ha
			下伏間江・下黒田・東二塚 (9)	14. 0ha
			早川 (10)	2. 6ha
			佐野 (11)	3. 3ha

変更年月日	種別	市町村名	地区名 (地区番号)	編入面積 (-は逆線引き)
H13. 5. 16	第3回見直し	高岡市	八ヶ (12)	4. 8ha
			戸出町7丁目 (13)	7. 6ha
		新湊市	海王町 (1)	63. 5ha
			鏡宮 (2)	16. 7ha
			七美 (3)	9. 7ha
			神楽町 (4)	0. 1ha
			久々湊 (5)	5. 0ha
		大門町	二口 (1)	10. 3ha
			柳町 (2)	-2. 6ha
		大島町	本開発 (1)	14. 9ha
			北野 (2)	10. 0ha
		小杉町	下条 (1)	15. 5ha
			戸破四反田 (2)	29. 4ha
		富山市	打出 (1)	25. 8ha
			高木 (2)	8. 5ha
			羽根 (3)	14. 5ha
			金山新 (富4)	3. 7ha
			藤木南 (5)	16. 3ha
			石坂 (6)	7. 0ha
			田畑北 (7)	8. 6ha
			山室・高屋敷 (8)	13. 9ha
			金泉寺 (9)	17. 1ha
			経田・才覚寺 (10)	21. 3ha
婦中町	フューチャー商業集積 (1)	17. 0ha		
	砂子田・袋 (2)	18. 8ha		
	速星・増田・下轡田 (3)	16. 6ha		
	板倉・砂子田 (4)	39. 8ha		
	羽根新 (5)	-0. 9ha		
H17. 12. 19	随時 (特定保留)	富山市	呉羽南部	33. 6ha

更年月日	種別	市町村名	地区名 (地区番号)	編入面積 (-は逆線き)
H20. 6. 13	随時	高岡市	新高岡駅 (仮称) 周辺	5. 5ha
H28. 9. 30	随時	富山市	富山西 IC (1)	37. 0ha
			呉羽駅 (2)	24. 8ha
			富岩運河 (3)	2. 4ha
			岩瀬 (4)	4. 7ha
			東富山駅 (5)	31. 1ha
		高岡市	池田 (1)	6. 1ha
			戸出 (2)	9. 8ha
			羽広・和田 (3)	8. 8ha
			戸出西部金屋 (4)	38. 8ha
			下黒田 (5)	9. 3ha
			伏木万葉ふ頭 (6)	32. 2ha
		射水市	中村 (1)	10. 3ha
			本開発 (2)	17. 5ha
			橋下条 (3)	10. 8ha
			越の潟町・八幡町 (4)	17. 7ha
海竜 (5)	99. 1ha			

4 促進区域

(1) 市街地再開発促進区域

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地の計画的な再開発を促進する区域として定めるものである。

表 市街地再開発促進区域一覧

令和7年3月31日現在

市町村名	名称	計画決定面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号
富山市	富山駅前西地区 市街地再開発促進区域	0.8	S63. 4. 8 市告第77号
	富山駅前桜町地区 市街地再開発促進区域	0.2	S62. 3. 5 市告第33号
	富山市総曲輪二丁目地区 市街地再開発促進区域	0.3	S63. 4. 8 市告第78号
	富山駅北・奥田新町地区 市街地再開発促進区域	0.7	H 6. 3. 2 市告第66号
	富山市中教院東地区 市街地再開発促進区域	0.2	H12. 3. 1 市告第44号
高岡市	新横町地区 市街地再開発促進区域	0.49	S56. 8. 11 市告第70号
射水市	立町地区 市街地再開発促進区域	0.13	S61. 10. 17 市告第39号
	立町第3地区 市街地再開発促進区域	0.3	H 7. 9. 8 市告第72号
魚津市	吉島地区 市街地再開発促進区域	0.6	H 2. 11. 6 市告第56号
小矢部市	石動地区 市街地再開発促進区域	0.83	S58. 7. 6 市告第19号
上市町	西中町地区 市街地再開発促進区域	0.5	H 1. 9. 8 町告第36号

5 地域地区

地域地区は、土地利用計画を実現する手段であり、都市計画の基本となる重要な計画である。

(1) 用途地域

用途地域は、無計画、無秩序な都市の発展を防止して、都市環境、都市機能の整備向上を期するため指定するものであって、街路、公園等の都市施設及び土地区画整理事業等の市街地開発事業の都市計画と十分に調整を図った上で定める必要がある。

本県では、昭和6年、富山市に指定されたのをはじめとし、現在別表のとおり1広域都市計画区域を含む14都市計画区域、14市町において指定されている。

用途地域毎に住民の環境の保護や、商業・工業等の業務の利便の増進を図るため、建築することができる建築物の用途が次ページのとおり制限されている。

また、用途地域毎に建蔽率、容積率などが定められている。

■用途地域における建築物の用途制限の概要

※本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。詳細は建築基準法を参照下さい。

用途地域内の建築物の用途制限		住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第三種住居地域	準住居地域	田舎住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考	
○：建てられる用途 空欄：建てられない用途 (①、②、③、④、▲ 面積、階数等の規制あり)															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で非住宅の床面積50㎡以下、建築物延面積2分の1未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が	150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	■	○	○	○	④	
		150㎡を越え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
		500㎡を越え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	
		1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
		3,000㎡を越え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	④	
10,000㎡を越えるもの										○	○	○			
事務所等	床面積が	150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲：2階以下	
		150㎡を越え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○		
		500㎡を越え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○		
		1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○		
		3,000㎡を越えるもの						○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下		
遊戯施設等	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等						▲	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下	
	カラオケボックス等							▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲：10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券、車券発売所等								▲	▲	○	○	○	▲	▲：10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場									▲	○	○	○		▲：客席200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等											○	▲		▲：個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等					○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院					○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	▲：600㎡以下
	自動車教習所							▲	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲：300㎡以下かつ2階以下	
	建築物附属自動車車庫 (①②③は、建築物延面積2分の1以下、備考)		①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	①：600㎡以下かつ1階以下 ②：3,000㎡以下かつ2階以下 ③：2階以下	
	倉庫業倉庫								○		○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を越えるもの）							▲	○	○	■	○	○	○	▲：3,000㎡以下 ■：農産物の生産資材を貯蔵するものに限り
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲：2階以下
	危険性や環境を悪化させる恐れが	非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり
		少ない工場									②	②	○	○	作業場の床面積 ①：50㎡以下 ②：150㎡以下
		やや多い工場											○	○	■：農産物の生産等に限る
	危険性が大きく著しく環境を悪化させる工場												○	○	
	自動車修理工場							①	①	②		③	③	○	○
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	①：1,500㎡以下かつ2階以下 ②：3,000㎡以下	
	量が少ない施設											○	○		
	量がやや多い施設												○		○
	量が多い施設												○		○
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場等		※都市計画区域内においては都市計画決定が必要													
(参考)	建蔽率	30, 40, 50, 60			50, 60, 80			30 40 50 60	60 80	80	50 60 100	50 60 50 60	30 40 50 60	複数の選択肢があるものは、敷地規模の下限値等とともに、都市計画において定める。	
	容積率	50, 60, 80, 100, 150, 200			- 100, 150, 200, 300, 400, 500			50, 60, 80, 100, 150, 200	100 ~ 500	200 ~ 1000	100 ~ 500	100, 150, 200, 300, 400			

用途地域変更調書 (平成4年(8用途に変更)以降を記載)

令和7年3月31日現在

都市計画 区域名	変更年月日当等	
富山高岡広域	R 7. 3. 31	富山市 栗島町1丁目地区、卸売市場地区、下新本町地区
	R 5. 9. 27	高岡市 清水町地区
	R 5. 6. 12	富山市 本郷町地区
	R 5. 3. 17	富山市 藤木・大島二丁目地区
	R 5. 2. 28	高岡市 戸出地区
	R 5. 1. 27	富山市 呉羽駅北西地区
	R 4. 1. 21	富山市 婦中町下轡田地区、藤木地区
	R 3. 2. 26	高岡市 能町駅北東、能町駅西、木津地区
	R 2. 6. 18	高岡市 中川本町地区
	R 1. 9. 19	富山市 藤木、大島二丁目、藤の木園町地区
	H31. 4. 12	富山市 藤木地区
	H30.12. 4	富山市 中川原及び山室荒屋地区
	H30. 7. 23	富山市 開、藤木及び町新地区
	H30. 6. 29	高岡市 井口本江及び出来田地区
	H29.12. 7	富山市 富山駅周辺地区
	H29. 3. 24	富山市 水橋館町地区、水橋市江地区
	H28. 9. 30	(市街化区域編入に伴う用途変更)
	H28. 5. 20	富山市 山室地区
	H27. 7. 22	高岡市 戸出地区
	H26. 3. 12	高岡市 木津地区
	H25. 1. 16	高岡市 戸出5丁目地区
	H24. 4. 27	富山市 藤木地区
	H24. 1. 31	富山市 太田、本郷、山室地区
	H23. 9. 30	富山市 大島二丁目地区、藤木地区
	H23. 3. 31	富山市 卸売市場地区
	H22. 4. 27	富山市 堀川本郷地区
	H22. 4. 27	富山市 藤木地区
	H21. 1. 16	富山市 大島二丁目・藤木・藤木新地区
H20. 6. 13	高岡市 新幹線新駅周辺地区	
H20. 4. 14	富山市 開地区・大島地区	
H19.11. 1	高岡市 サテイ周辺	

都市計画 区域名	変更年月日当等	
富山高岡広域	H19. 11. 1	富山市 打出地区
	H18. 12. 13	高岡市 中曽根・中田地区
	H17. 12. 19	富山市 呉羽南部地区
	H17. 10. 15	高岡市 能町庄川線沿道
	H15. 9. 20	富山市 日清紡跡地
	H15. 9. 19	高岡市 戸出中区区画整理関連
	H15. 9. 9	富山市 建ぺい等の変更
	H15. 1. 1	富山市 建ぺい等の変更
	H14. 11. 25	小杉町
	H14. 5. 22	大島町
	H14. 5. 1	婦中町 建ぺい等の変更
	H13. 5. 16	(第3回線引き見直し)
	H13. 2. 20	富山市 都市計画道路の整備に伴う変更
	H11. 2. 8	種類の変更
	H 8. 4. 1	(法改正に伴う見直し)
	H 7. 5. 10	(市街化区域編入に伴う用途変更)
	H 6. 1. 10	富山駅北地区
	H 5. 1. 8	太郎丸地区
	H 4. 9. 11	富山市町村東地区, 山室荒屋地区, 大島町新開発地区
	H 3. 12. 27	都市計画基礎調査に基づく見直し
	H 3. 11. 5	高岡市 中田地区
	S63. 9. 27	富山市 金泉寺地区
	S62. 10. 31	(第2回線引き見直し)
	S58. 8. 11	高岡市 御旅屋地区再開発事業関連
	S58. 2. 19	富山市 蓮町日本海ガス関連
	S57. 2. 27	都市計画基礎調査に基づく見直し
	S56. 10. 17	高岡市 都市計画道路変更に伴う変更
	S56. 2. 5	高岡市 能町土地区画整理事業
S54. 7. 2	(線引き見直し)	
S51. 8. 14	富山新港緩衝緑地	
S49. 12. 24	富山市 高度利用地区	
S48. 3. 31	(当初)	
富山南	H28. 11. 30	大沢野、大山、八尾都市計画区域の統合によるもの

都市計画 区域名	変更年月日当等	
福岡	H26. 3. 12	福岡文教ゾーン関連
	H 8. 1. 10	(法改正に伴う見直し)
	S62. 9. 24	(行政区域の見直し)
	S51. 8. 14	(当初決定)
魚津	R 1. 8. 29	大光寺、住吉地区
	H26. 12. 16	魚津港北・南地区
	H20. 12. 10	住吉・三ヶ地区
	H18. 11. 10	用途、建ぺいの変更
	H13. 3. 30	三ヶ地区指定の解除
	H12. 3. 27	中心市街地の活性化
	H 8. 5. 1	(法改正に伴う見直し)
	H 2. 11. 6	都市計画基礎調査に基づく見直し
	S58. 3. 1	都市計画基礎調査に基づく見直し
	S56. 6. 1	魚津駅西地区土地区画整理事業関連
	S51. 8. 10	沿道の建築動態の変化に伴う変更
	S48. 12. 28	(当初決定)
氷見	R 4. 1. 7	氷見運動公園周辺地区 廃止
	H31. 3. 5	旧市民病院跡地周辺地区
	H25. 2. 27	市庁舎移転に伴う変更
	H 8. 6. 3	(法改正に伴う見直し)
	S50. 3. 27	(当初決定)
滑川	H30. 5. 8	魚躬、領家町、下島、上小泉地区
	H24. 6. 22	施設整備に伴う変更
	H 8. 4. 1	(法改正に伴う見直し)
	H 5. 4. 8	(用途見直し)
	S61. 10. 20	区画整理事業関連
	S54. 6. 9	旧富山電工跡地利用
	S48. 12. 28	(当初決定)
黒部	H30. 11. 27	六天地区 用途工業地域の縮小
	H23. 5. 31	(用途見直し)
	H15. 10. 20	六天地区 用途工業地域の縮小
	H 8. 5. 1	(法改正に伴う見直し)

都市計画 区域名		変更年月日当等	
黒部		S59. 6. 1	牧野土地区画整理事業関連
		S54. 6. 9	(当初決定)
砺波	砺波	H28. 11. 11	出町地区
		H25. 3. 25	(区域統合に伴う変更)
		H22. 2. 17	区画整理事業関連
		H15. 10. 15	区画整理事業関連
		H11. 8. 20	区画整理事業関連
		H 8. 1. 4	(法改正に伴う見直し)
		S62. 9. 24	区画整理事業関連
		S55. 12. 13	街路網見直し
	S48. 12. 28	(当初決定)	
	庄川	H23. 10. 14	京坂地区：都計道廃止に伴う沿道用途の変更
		H 8. 6. 20	(法改正に伴う見直し)
S56. 5. 1		(当初決定)	
小矢部		H29. 9. 20	石動東部地区
		H26. 4. 22	都寄島西中野線沿道、田川・宇治新地区
		H23. 3. 23	石動南、旧北陸中央病院跡地、西中野、小矢部フロンティアパーク
		H 8. 5. 1	(法改正に伴う見直し)
		H 1. 3. 31	都市計画基礎調査に基づく見直し
		S62. 4. 28	区画整理事業関連
		S55. 3. 6	(当初決定)
南砺	南砺	R 3. 7. 30	福光地域荒木地区
		H26. 12. 3	福光地域荒木、井波地域松島地区
		H25. 3. 25	(区域統合に伴う変更)
	城端	H24. 3. 8	東新田地区
		H 7. 10. 2	(法改正に伴う見直し)
		S53. 3. 1	(当初決定)
	井波	H15. 3. 31	用途見直し、建ぺい率等
		H 8. 2. 1	(法改正に伴う見直し)
		S61. 10. 17	都市計画基礎調査に基づく見直し
		S50. 1. 10	(当初決定)
	福野	H 8. 1. 4	(法改正に伴う見直し)

都市計画 区域名		変更年月日当等	
南砺	福野	H 4. 7. 25	建築動態の変化に伴う変更
		S63. 7. 25	(用途見直し)
		S50. 8. 1	(当初決定)
	福光	H23. 12. 6	荒木地区：都計道変更に伴う沿道用途
		H21. 12. 22	(用途見直し)
		H21. 12. 22	(用途見直し)
		H12. 7. 24	(用途見直し)
		H12. 7. 24	(用途見直し)
		H 8. 6. 3	(法改正に伴う見直し)
		H 1. 4. 3	(用途見直し)
S53. 3. 1	市街地再開発事業関連		
S51. 11. 2	商店街近代化事業関連		
S50. 2. 1	(当初決定)		
上市	R 6. 1. 12	(用途見直し)	
	H 8. 4. 1	(法改正に伴う見直し)	
	S56. 10. 1	(当初決定)	
立山舟橋	H14. 7. 31	(用途見直し)	
	H 8. 4. 1	(法改正に伴う見直し)	
	S59. 12. 1	都市計画基礎調査に基づく見直し	
	S54. 7. 2	(当初決定)	
入善	H28. 3. 23	(用途見直し)	
	H 8. 5. 1	(法改正に伴う見直し)	
	S61. 8. 1	(用途見直し)	
	S50. 4. 1	(当初決定)	
朝日	R 6. 11. 27	あさひ総合病院周辺地区、宮本町周辺地区、泊駅南土地区画整理事業周辺地区、平野・月山地区	
	R 5. 9. 4	泊高等学校跡地	
	H 8. 6. 20	(法改正に伴う見直し)	
	S61. 4. 1	(当初決定)	

(2) 高度利用地区

市街地における土地の合理的で健全な高度利用を図り、都市環境を改善し、都市機能を回復するために、現在、5市1町で指定されている。

表 高度利用地区一覧

令和7年3月31日現在

市町村名	地区名	面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号
富山市	総曲輪三丁目地区	0.5	S51.10.29 市告第110号
	富山駅前地区	0.8	S63.12.12 市告第227号
	富山駅前西地区	0.8	S63.4.8 市告第76号
	富山駅前桜町地区	0.2	S62.3.5 市告第32号
富山市	総曲輪二丁目地区	0.3	S63.4.8 市告第76号
	富山駅北・奥田新町地区	0.7	H6.3.2 市告第65号
	富山市大手町地区A街区	0.7	H8.6.21 市告第186号
	富山市大手町地区B街区	0.6	H8.6.21 市告第186号
	富山市牛島町地区	0.7	H10.3.31 市告第81号
	富山市中教院東地区	0.2	H12.3.1 市告第43号
	富山市総曲輪通り南地区	1.1	H17.12.6 市告第374号
	富山市西町・総曲輪地区	0.7	H13.4.5 市告第98号
	富山市中央通りf地区	0.4	H19.4.26 市告第213号
	富山市西町東南地区	0.4	H21.9.25 市告第510号
	富山市西町南地区	0.8	H22.9.15 市告第353号
	富山市総曲輪西地区	1.3	H23.9.30 市告第419号
	富山市桜町一丁目4番地区	0.7	R3.3.23 市告第110号
	富山市中央通りD北地区	0.8	H30.9.14 市告第317号
高岡市	御旅屋第1地区	0.5	H14.2.8 市告第27号
	新横町	0.5	H14.2.8 市告第27号
	御旅屋西通り地区	0.6	H14.2.8 市告第27号

市町村名	地区名	面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号
高岡	御旅屋第2地区	0.2	H14. 2. 8 市告第27号
	高岡駅前西第一街区	1.0	H14. 2. 8 市告第27号
射水市	立町地区	0.1	S61. 10. 17 市告第38号
	立町第3地区	0.3	H 7. 9. 8 市告第71号
魚津市	吉島地区	0.6	H 2. 11. 6 市告第55号
小矢部市	石動地区	0.8	S58. 7. 6 市告第20号
上市町	西中町地区	0.5	H 1. 9. 8 町告第35号

(3) 特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等、特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区であり、現在2市で指定されている。

表 特別用途地区一覧

令和7年度3月31日現在

市町村名	都市計画区域	種類	面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号
富山市	富山高岡広域	大規模集客施設制限地区	1,098.5	R7. 3. 31 市告第116号
	富山南	大規模集客施設制限地区	108.7	H28. 11. 30 市告第495号
高岡市	富山高岡広域	大規模集客施設制限地区	368.0	H25. 1. 16 市告第3号
	福岡町	大規模集客施設制限地区	42.0	H19. 11. 1 市告第374号

(4) 高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の促進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区であり、現在は富山市で指定されている。

表 高度地区一覧

令和7年度3月31日現在

市町村名	都市計画区域	最低限高度地区 (ha)	最高限高度地区 (ha)	面積合計 (ha)	摘要	最終決定年月日 告示番号
富山市	富山市 (広域)	0	3622	3622	最高20m(2,547ha) 最高25m(937ha) 最高31m(138ha)	R7. 3. 31 市告第115号
	富山南	0	687	687	最高20m	H28. 11. 30 市告第496号

(5) 防火地域・準防火地域

本県では、昭和20年富山市の戦火、31年魚津市の大火等で市街地の大半を焼失している。都市防災について様々な対策を考えているが、都市計画の手法として、8市1町において防火地域、準防火地域が指定されている。

表 防火地域及び準防火地域一覧

令和7年3月31日現在

市町村名	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	最終決定年月日	告示番号
富山市	27.1	585.8	H29. 12. 7	市告第 419号
高岡市	5.3	1,035.2	H20. 12. 25	市告第 441号
射水市	0.29	432.0	S35. 3. 23 S48. 12. 20	県告第 652号 市告第 21号
魚津市	1.65	83.47	S32. 7. 26 S32. 12. 5	建告第 943号 建告第1889号
氷見市	2.1	68.5	S42. 11. 17 S41. 11. 15	建告第3882号 建告第3775号
黒部市	—	128.4	S32. 3. 30	建告第 510号
砺波市	2.7	20.0	S44. 4. 22	県告第1575号
小矢部市	3.4	—	S44. 4. 22	県告第1575号
上市町	—	0.6	H 2. 9. 1	町告第 32号

(6) 風致地区

都市の自然の風致を尊重し景勝を保護するために、富山市、高岡市の2市で指定されている。

表 風致地区一覧

令和7年3月31日現在

市町村名	地区名	面積 (ha)	最終決定 年月日	告示番号
富山市	富山城址	14.0	S25. 7. 25	建告第882号
	呉羽山	280.0	S25. 7. 25	建告第882号
高岡市	勝興寺	4.2	S46. 1. 16	県告第48号
	高岡公園	23.2	S46. 1. 16	県告第48号
	二上山	842.6	S46. 1. 16	県告第48号
	瑞龍寺	7.8	S42.11. 7	建告第3879号
	前田公園	5.2	S42.11. 7	建告第3879号

(7) 流通業務地区

都市における流通機能の向上及び、道路交通の円滑化を図るために指定するもので、小杉流通業務地区が指定されている。

表 流通業務地区一覧

令和7年3月31日現在

市町村名	地区名	面積 (ha)	最終決定 年月日	告示番号
射水市	小杉流通業務地区	51.8	S62. 9. 24	県告第986号

(8) 臨港地区

港湾の管理運営上、港湾区域の水面を地先として港湾施設の用に供する陸地を指定するもので、現在は伏木富山港及び魚津港が指定されている。

表 臨港地区一覧

令和7年3月31日現在

名称	面積 (ha)	地区毎の面積 (ha)		最終決定 年月日	告示番号	行政区域毎の面積 (ha)	
伏木富山港 臨港地区	約532	富山地区	約 64.4	H28. 9. 30	県告第427号	富山市	64.4
		新湊地区	約307.6			うち高岡市	17.0
						うち射水市	290.6
		伏木地区	約160.2			うち高岡市	148.2
						うち射水市	12.0
魚津港臨港地区	約9.1			H26. 12. 16	市告第91号	魚津市	9.1

(9) 駐車場整備地区

自動車交通が著しく輻輳する地区で、円滑な道路交通を確保する必要がある地区を指定するもので、現在は、富山市、高岡市において指定している。

表 駐車場整備地区一覧

令和7年3月31日現在

市町村名	地区名	面積 (ha)	最終決定 年月日	告示番号
富山市	富山市駐車場整備地区	約291.0	H9. 12. 9	市告第298号
高岡市	高岡駅北駐車場整備地区	約 34.0	R2. 2. 21	市告第 39号

(10) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定するもので、高岡市において3地区が指定されている。

表 伝統的建造物群保存地区一覧

令和7年3月31日現在

市町村名	地区名	面積 (ha)	最終決定 年月日	告示番号
高岡市	高岡市山町筋伝統的 建造物群保存地区	約5.5	H12. 5. 31	市告第121号
	高岡市金屋町伝統的 建造物群保存地区	約6.4	H24. 4. 25	市告第59号
	高岡市吉久伝統的建造物 群保存地区	約4.1	R2. 6. 15	市告第129号

6 都市計画施設

(1) 街路及び駅前広場、交通広場

① 都市計画道路一覧表

令和7年3月31日現在

都市計画 区域名	市町村名	計画決定 総延長 (km)	改良済 総延長 (km)	概成済 総延長 (km)	路線数 (うち重複数)
富山高岡広域	富山市	254.29	218.33	15.27	97(3)
	高岡市	139.54	115.71	7.07	69(9)
	射水市	83.59	73.27	6.94	31(9)
広域計		477.41	407.31	29.27	197
富山南	富山市	54.63	42.93	2.56	33
福岡	高岡市	12.22	11.15	1.07	10
魚津	魚津市	34.02	32.53	0.32	23
氷見	氷見市	69.62	61.23	2.66	22
滑川	滑川市	35.18	28.09	1.10	27
黒部	黒部市	30.48	22.28	3.60	18
砺波	砺波市	59.70	58.20	0.00	37(1)
小矢部	小矢部市	50.87	26.83	7.62	31(1)
南砺	南砺市	63.13	44.45	7.54	41(2)
上市	上市町	18.65	12.69	2.11	11(1)
立山舟橋	立山町	14.94	9.59	1.46	13
立山舟橋	舟橋村	-	-	-	-
入善	入善町	16.03	12.83	0.27	10
朝日	朝日町	13.14	9.40	0.72	11
小計		472.61	372.20	31.04	287
合計		950.02	779.51	60.31	484

※表中の「計画決定」「改良済」「概成済」は以下を示す。

計画決定：都市計画決定された道路延長

改良済：以下の区間の延長の合計

- ・道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長
- ・事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長

概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長

②街路（計画決定）

（単位：m） R7.3.31現在

都市計画区域名 都市名		計画決定／区分										合 計	
		自動車専用道路		幹線街路		区画街路		特殊街路ア		特殊街路ウ			
		路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
富山高岡広域	富山市	0	0	84	244,695	4	1,660	6	4,130	3	3,800	97	254,285
	高岡市	1	10,430	56	124,870	6	2,705	6	1,530	0	0	69	139,535
	射水市	0	0	31	83,590	0	0	0	0	0	0	31	83,590
	広域計	1	10,430	171	453,155	10	4,365	12	5,660	3	3,800	197	477,410
富山南	富山市	0	0	26	51,020	5	2,470	2	1,140	0	0	33	54,630
福岡	高岡市	1	3,410	8	8,050	1	760	0	0	0	0	10	12,220
魚津	魚津市	0	0	22	33,870	0	0	1	150	0	0	23	34,020
氷見	氷見市	1	23,300	20	43,360	0	0	1	2,960	0	0	22	69,620
滑川	滑川市	0	0	20	31,900	5	2,550	2	730	0	0	27	35,180
黒部	黒部市	0	0	13	28,790	3	960	2	730	0	0	18	30,480
砺波	砺波市	0	0	30	56,630	3	1,520	4	1,550	0	0	37	59,700
小矢部	小矢部市	1	6,800	23	40,280	4	880	3	2,910	0	0	31	50,870
南砺	南砺市	0	0	38	61,360	3	1,770	0	0	0	0	41	63,130
上市	上市町	0	0	10	18,360	1	290	0	0	0	0	11	18,650
立山舟橋	立山町	0	0	10	14,330	2	570	1	40	0	0	13	14,940
立山舟橋	舟橋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入善	入善町	0	0	10	16,030	0	0	0	0	0	0	10	16,030
朝日	朝日町	0	0	10	12,990	0	0	1	150	0	0	11	13,140
小 計		3	33,510	240	416,970	27	11,770	17	10,360	0	0	287	472,610
合 計		4	43,940	411	870,125	37	16,135	29	16,020	3	3,800	484	950,020

※特殊街路アは、「歩行者専用道、自動車専用道又は自転車歩行者専用道」、特殊街路ウは、「路面電車道」

③街路（改良済）

（単位：m） R7.3.31現在

都市計画区域名 都市名		改良済／区分										合 計	
		自動車専用道路		幹線街路		区画街路		特殊街路ア		特殊街路ウ			
		路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
富山 高岡 広域	富山市	0	0	79	208,918	4	1,485	6	4,130	3	3,800	92	218,333
	高岡市	1	9,843	53	101,668	6	2,665	6	1,530	0	0	66	115,706
	射水市	0	0	24	73,272	0	0	0	0	0	0	24	73,272
	広域計	1	9,843	156	383,858	10	4,150	12	5,660	3	3,800	182	407,311
富山南	富山市	0	0	25	39,377	5	2,415	2	1,140	0	0	32	42,932
福岡	高岡市	1	3,410	8	6,976	1	760	0	0	0	0	10	11,146
魚津	魚津市	0	0	22	32,380	0	0	1	150	0	0	23	32,530
氷見	氷見市	1	23,300	16	34,973	0	0	1	2,960	0	0	18	61,233
滑川	滑川市	0	0	17	26,243	4	1,120	2	730	0	0	23	28,093
黒部	黒部市	0	0	10	21,318	3	960	0	0	0	0	13	22,278
砺波	砺波市	0	0	30	55,125	3	1,520	4	1,550	0	0	37	58,195
小矢部	小矢部市	1	6,800	20	19,039	4	880	1	110	0	0	26	26,829
南砺	南砺市	0	0	32	43,962	2	485	0	0	0	0	34	44,447
上市	上市町	0	0	8	12,404	1	290	0	0	0	0	9	12,694
立山舟橋	立山町	0	0	9	8,980	2	570	1	40	0	0	12	9,590
立山舟橋	舟橋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入善	入善町	0	0	10	12,833	0	0	0	0	0	0	10	12,833
朝日	朝日町	0	0	8	9,400	0	0	0	0	0	0	8	9,400
小 計		3	33,510	215	323,010	25	9,000	12	6,680	0	0	255	372,200
合 計		4	43,353	371	706,868	35	13,150	24	12,340	3	3,800	437	779,511

※特殊街路アは、「歩行者専用道、自動車専用道又は自転車歩行者専用道」、特殊街路ウは、「路面電車道」

④街路（概成済）

（単位：m） R7.3.31現在

都市計画区域名 都市名		概成済／区分										合 計	
		自動車専用道路		幹線街路		区画街路		特殊街路ア		特殊街路ウ			
		路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
富山 高岡 広域	富山市	0	0	19	15,269	0	0	0	0	0	0	19	15,269
	高岡市	0	0	7	7,065	0	0	0	0	0	0	7	7,065
	射水市	0	0	7	6,940	0	0	0	0	0	0	7	6,940
	広域計	0	0	33	29,274	0	0	0	0	0	0	33	29,274
富山南	富山市	0	0	11	2,527	1	30	0	0	0	0	12	2,557
福岡	高岡市	0	0	3	1,074	0	0	0	0	0	0	3	1,074
魚津	魚津市	0	0	1	320	0	0	0	0	0	0	1	320
氷見	氷見市	0	0	3	2,658	0	0	0	0	0	0	3	2,658
滑川	滑川市	0	0	4	1,103	0	0	0	0	0	0	4	1,103
黒部	黒部市	0	0	5	3,602	0	0	0	0	0	0	5	3,602
砺波	砺波市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小矢部	小矢部市	0	0	4	7,619	0	0	0	0	0	0	4	7,619
南砺	南砺市	0	0	9	6,322	1	1,220	0	0	0	0	10	7,542
上市	上市町	0	0	1	2,110	0	0	0	0	0	0	1	2,110
立山舟橋	立山町	0	0	1	1,460	0	0	0	0	0	0	1	1,460
立山舟橋	舟橋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入善	入善町	0	0	1	273	0	0	0	0	0	0	1	273
朝日	朝日町	0	0	2	720	0	0	0	0	0	0	2	720
小 計		0	0	45	29,788	2	1,250	0	0	0	0	47	31,038
合 計		0	0	78	59,062	2	1,250	0	0	0	0	80	60,312

※特殊街路アは、「歩行者専用道、自動車専用道又は自転車歩行者専用道」、特殊街路ウは、「路面電車道」

⑤駅前広場

令和7年3月31日現在

市町村名	街路・交通広場名	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	駅名	最終決定年月日	告示番号
富山市	県庁線	12,000	12,000	富山駅 (南口)	H24. 5. 31	県告第268号
	富山駅北線	10,100	10,100	富山駅 (北口)	H21. 1. 20	市告第21号
	富山駅南北線	5,000	5,000	富山駅 (西口)	H17. 4. 27	県告第283号
	綾田北代線	710	710	奥田中学校 前駅	H16. 12. 22	県告第639号
	上滝駅前線	1,586	1,586	上滝駅	H29. 12. 25	市告第438号
	八尾駅福島線	2,000	2,000	越中八尾駅	H28. 11. 30	県告第498号
	笹津駅前線	4,800	4,800	笹津駅	H28. 11. 30	県告第520号
高岡市	高岡駅波岡線	11,350	11,350	高岡駅	R2. 7. 15	県告第344号
	下関京田二塚線	5,000	5,000	高岡駅	H20. 2. 15	県告第91号
	戸出停車場線	1,800	1,030	戸出駅	S49. 2. 19	県告第134号
	能町駅前線	1,300	0	能町駅	S56. 2. 5	県告第91号
	中保南北線	2,200	2,200	西高岡駅 (南口)	H 5. 1. 8	県告第13号
	新駅北通り線	6,520	6,520	新高岡駅 (北口)	H20. 2. 15	市告第43号
	新駅南通り線	7,680	7,680	新高岡駅 (南口)	H20. 2. 15	市告第43号
	西高岡駅前線	3,900	3,900	西高岡駅 (北口)	S49. 2. 19	県告第134号
	高岡新駅停車場線	2,900	2,900	高岡やぶな み駅	H27. 7. 22	県告第326号
	駅前線	2,600	2,600	福岡駅	H18. 12. 13	県告第681号
射水市	小杉駅南線	3,200	3,200	小杉駅	S49. 2. 19	県告第134号
	小杉停車場線	4,000	4,021	小杉駅	S49. 2. 19	町告第3号
	駅前線	2,100	0	越中大門駅	H28. 2. 15	県告第71号
魚津市	魚津駅中央線	5,400	5,400	魚津駅	S48. 7. 21	県告第670号
	魚津駅本新線	3,500	3,500	魚津駅	S56. 2. 5	県告第94号
	魚津駅電鉄魚津駅 線	1,400	1,400	電鉄魚津駅	H24. 6. 14	市告第81号
氷見市	氷見駅鞍川線	3,060	3,060	氷見駅	R3. 2. 26	市告第19号
市町村名	街路・交通広場名	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	駅名	最終決定年月日	告示番号

滑川市	滑川駅前線	3,200	3,200	滑川駅 (北口)	S46. 1. 26	県告第62号
	橋場国道線	1,840	1,840	中滑川駅	R2. 8. 24	市告第49号
		2,320	2,320			
滑川駅国道線	4,500	4,500	滑川駅	S60. 11. 26	県告第1174号	
黒部市	三日市新光寺線	3,200	3,200	黒部駅	S40. 1. 14	県告第47号
	新駅中新線	10,000	10,000	黒部宇奈月 温泉駅	H14. 4. 12	県告第236号
砺波市	駅前線	5,000	5,000	砺波駅	S55. 8. 21	県告第894号
	山王町苗加線	3,200	3,200	砺波駅	H 6. 12. 7	市告第50号
小矢部市	駅南本線	3,100	3,100	石動駅	H19. 4. 6	県告第190号
	石動駅本線	2,260	2,260	石動駅	H28. 9. 12	県告第4105号
南砺市	城端駅前線	1,800	1,270	城端駅	H25. 3. 25	市告第49号
	山見中央線	3,190	3,190	井波中央停 留所	H25. 3. 25	市告第49号
	福野駅前線	3,400	3,400	福野駅	H25. 3. 25	県告第142号
	福光停車場線	3,000	3,000	福光駅	H25. 3. 25	県告第142号
	荒木線	4,100	4,100	福光駅	H26. 12. 3	県告第505号
上市町	川原田荒田線	1,400	1,105	上市駅	R 6. 1. 12	県告第7号
立山町	駅前線	4,100	4,050	五百石駅	S54. 9. 22	県告第1152号
	駅西口線	1,100	1,100	五百石駅	S61. 3. 6	県告第264号
入善町	中央通り線	2,500	2,500	入善駅	S62. 9. 24	県告第991号
朝日町	停車場東草野線	3,400	3,400	泊駅	S62. 4. 30	県告第315号
	国道8号停車場線	2,970	0	泊駅	H29. 5. 30	町告第37号

(2) 公園

都市公園及び緑地は、都市にうるおいとやすらぎを与えるとともに、災害時の緊急避難地や延焼遮断帯、防災拠点としての機能を果たすなど防災面においても重要な役割を持つことから、今後も計画的な整備が必要となってくる。

本県の計画決定公園、緑地及び墓園は、令和7年3月31日現在約2,050ha、整備済は約1,226haであり、約60%となっている。

① 公園（計画決定）

都市計画区域名 市 都	計画決定/公園														合計							
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		特殊公園		広域公園		小 計		緑地		墓園			
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
富山市	115	19.81	19	37.60	7	36.13	6	483.74	4	96.20	3	6.80	0	0.00	154	680.28	7	38.87	1	17.00	162	736.15
高岡市	38	9.76	2	3.21	0	0.00	5	320.84	1	33.70	0	0.00	0	0.00	46	367.51	7	45.09	1	18.30	54	430.90
岡射水市	25	5.64	4	7.90	3	13.90	0	0.00	1	9.40	2	21.40	1	118.10	36	176.34	4	23.35	0	0.00	40	199.69
広域計	178	35.21	25	48.71	10	50.03	11	804.58	6	139.30	5	28.20	1	118.10	236	1,224.13	18	107.31	2	35	256	1,366.74
富山市	8	3.34	2	5.10	1	7.70	2	30.70	1	14.40	0	0.00	0	0.00	14	61.24	1	15.10	0	0.00	15	76.34
高岡市	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	8.10	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	8.10	1	2.50	0	0.00	2	10.60
魚津市	14	4.23	0	0.00	0	0.00	1	11.60	1	33.90	0	0.00	0	0.00	16	49.73	1	11.40	1	8.60	18	69.73
氷見市	6	1.66	0	0.00	2	14.70	1	18.70	1	30.80	0	0.00	0	0.00	10	65.86	1	0.07	0	0.00	11	65.93
滑川市	6	1.55	2	7.70	0	0.00	1	5.60	1	15.30	1	5.10	0	0.00	11	35.25	0	0.00	0	0.00	11	35.25
黒部市	8	2.40	3	4.60	0	0.00	1	16.50	1	22.80	0	0.00	0	0.00	13	46.30	2	25.40	1	11.60	16	83.30
砺波市	1	0.58	1	1.50	2	9.60	1	7.20	1	20.00	0	0.00	0	0.00	6	38.88	1	2.20	0	0.00	7	41.08
小矢部市	4	0.95	1	2.60	1	4.60	0	0.00	1	20.00	1	6.40	0	0.00	8	34.55	1	0.20	0	0.00	9	34.75
南砺市	4	1.00	2	4.30	2	9.70	2	139.30	0	0.00	1	18.80	0	0.00	11	173.10	3	1.64	0	0.00	14	174.74
上市市	6	1.36	0	0.00	0	0.00	1	20.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	21.36	1	2.30	0	0.00	8	23.66
立山舟橋立山町	2	0.50	1	1.30	0	0.00	1	20.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	21.80	2	26.40	0	0.00	6	48.20
立山舟橋舟橋村	1	0.19	1	3.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.59	0	0.00	0	0.00	2	3.59
入善入善町	5	1.74	0	0.00	1	2.20	0	0.00	1	12.70	0	0.00	0	0.00	7	16.64	0	0.00	0	0.00	7	16.64
朝日朝日町	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
小計	65	20	13	31	9	49	12	278	8	170	3	30	0	0	110	576.40	14	87	2	20	126	683.81
合計	243	54.71	38	79.21	19	98.53	23	1,082.28	14	309.20	8	58.50	1	118.10	346	1,800.53	32	194.52	4	55.50	382	2,050.55

富山新港地区緩衝緑地は高岡市及び射水市で、また、常願寺川緑地は富山市及び立山町でカウントする。（単位：ha）

② 公園（供用済）

都 市 計 画 区 域 名 市 都	供用済/公園														緑地		墓園		合計			
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		特殊公園		広域公園		小 計		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積						
富 山 市	114	20.03	15	27.01	6	28.98	6	222.48	4	95.50	2	4.28	0	0.00	147	398.28	7	37.72	0	0.00	154	436.00
高 岡 市	31	8.12	2	1.80	0	0.00	4	52.51	1	22.95	0	0.00	0	0.00	38	85.38	7	28.88	1	12.92	46	127.18
岡 射 水 市	25	6.81	4	7.90	0	0.00	0	0.00	1	9.40	2	21.28	1	95.90	36	154.74	4	18.25	0	0.00	40	172.99
広 域 計	170	34.96	21	36.71	9	42.43	10	274.99	6	127.85	4	25.56	1	95.90	221	638.40	18	84.85	1	12.92	240	736.17
富 山 南 市	8	3.34	2	5.16	1	7.70	1	9.65	1	6.67	0	0.00	0	0.00	13	32.52	1	12.19	0	0.00	14	44.71
福 岡 市	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	6.61	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	6.61	1	1.90	0	0.00	2	8.51
津 魚 市	14	4.23	0	0.00	0	0.00	1	11.60	1	32.80	0	0.00	0	0.00	16	48.63	1	7.80	1	6.10	18	62.53
水 見 市	6	1.65	0	0.00	2	16.20	1	7.80	1	28.20	0	0.00	0	0.00	10	53.85	1	0.07	0	0.00	11	53.92
滑 川 市	6	1.55	2	7.70	0	0.00	1	5.60	1	15.30	1	5.10	0	0.00	11	35.25	0	0.00	0	0.00	11	35.25
黒 部 市	6	1.46	3	4.10	0	0.00	1	13.80	1	22.80	0	0.00	0	0.00	11	42.16	2	25.40	1	8.10	14	75.66
砺 波 市	1	0.58	0	0.00	2	9.60	1	7.00	1	20.00	0	0.00	0	0.00	5	37.18	1	2.20	0	0.00	6	39.38
小 矢 部 市	4	0.95	1	2.60	1	4.60	0	0.00	1	20.00	1	6.40	0	0.00	8	34.55	1	0.10	0	0.00	9	34.65
南 砺 南 市	4	1.00	2	4.20	1	3.60	2	22.87	0	0.00	1	18.80	0	0.00	10	50.47	3	1.64	0	0.00	13	52.11
上 市	6	1.32	0	0.00	0	0.00	1	19.90	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	21.22	1	2.30	0	0.00	8	23.52
立 山 町	2	0.50	1	1.30	0	0.00	1	17.08	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	18.88	2	20.90	0	0.00	6	39.78
橋 立 山 町	1	0.19	1	3.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.59	0	0.00	0	0.00	2	3.59
橋 立 山 村	1	0.19	1	3.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.59	0	0.00	0	0.00	2	3.59
入 善 町	5	1.74	0	0.00	1	2.20	0	0.00	1	12.70	0	0.00	0	0.00	7	16.64	0	0.00	0	0.00	7	16.64
朝 日 町	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
小 計	63	18.51	12	28.46	8	43.90	11	121.91	8	158.47	3	30.30	0	0.00	105	401.55	14	74.50	2	14.20	121	490.25
合 計	233	53.47	33	65.17	17	86.33	21	396.90	14	286.32	7	55.86	1	95.90	326	1,039.95	32	159.35	3	27.12	361	1,226.42

(単位: ha)

③都市公園の現況

令和7年3月31日現在

市町村名	都市計画 区域名	都市計画公園 緑地 墓園(供用)		開設済 都市公園		公園 面積 (m ² /人)	都市計画 区域内 人口 (千人)
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		
富山市	富山高岡広域	154	436.00	1,146	604.30	14.85	405
	富山南	14	44.71				
	小計	168	480.71				
高岡市	富山高岡広域	46	127.18	274	160.91	9.87	163
	福岡	2	8.51				
	小計	48	135.69				
射水市	富山高岡広域	40	172.99	150	220.79	24.26	91
魚津市	魚津	18	62.53	28	64.58	17.45	39
氷見市	氷見	11	53.92	65	95.30	22.69	42
滑川市	滑川	11	35.25	29	36.89	11.18	33
黒部市	黒部	14	75.66	33	103.15	25.79	40
砺波市	砺波	6	39.38	187	100.54	21.39	47
小矢部市	小矢部	9	34.65	30	39.20	13.52	29
南砺市	南砺	13	52.11	37	65.31	14.51	47
上市町	上市	8	23.52	14	27.16	14.29	19
立山町	立山舟橋	6	39.78	95	51.90	20.76	25
舟橋村		2	3.59	3	3.80	12.67	3
入善町	入善	7	16.64	31	59.83	27.20	22
朝日町	朝日	0	0.00	7	12.88	11.71	11
合 計		361	1,226.42	2,129	1,646.54	262.14	1,016

(3) 下水道

下水道は、健康で快適な生活を営むためには、なくてはならない重要な施設である。また、生活様式の高度化に伴い、県民の関心は清らかな水辺や豊かな緑など、心に潤いとやすらぎを与える快適な環境に向けられているが、下水道は単にトイレの水洗化ばかりでなく、海域や河川等の水質を汚染から守り自然界の水循環を正常な姿に保つという重要な機能も合わせ持っている。

下水道の整備に対する県民の要望が高い中で、本県の下水道処理人口普及率は、令和7年3月31日現在、全国平均の約81.8%を上回る約87.9%となっている。今後も「全県域下水道ビジョン2018」に基づき、県と市町村が一体となって下水道整備を推進していく。

① 都市計画区域内の公共下水道

令和7年3月31日

都市計画 区域名	市町村名	計画決定	供用済	都市計画
		処理面積 (ha)	処理面積 (ha)	最終決定 年月日
富山高岡広域	富山市	7,176	6,483	R 5. 1. 20
	高岡市	3,899	3,136	H30. 9. 4
	射水市	1,848	1,717	R 5. 8. 28
小計		12,923	11,336	
富山南	富山市	1,080	900	H28. 11. 30
福岡	高岡市	254	186	H 7. 12. 6
魚津	魚津市	591	568	H14. 12. 26
氷見	氷見市	637	607	S62. 12. 14
滑川	滑川市	653	579	H 3. 4. 5
黒部	黒部市	629	588	R 4. 1. 25
砺波	砺波市	580	573	H25. 3. 25
小矢部	小矢部市	431	408	H 1. 3. 1
南砺	南砺市	827	768	H25. 3. 25
上市	上市町	580	580	H13. 7. 11
立山舟橋	立山町	392	377	H13. 7. 11
	舟橋村	96	96	H13. 7. 11
入善	入善町	200	175	H10. 12. 28
朝日	朝日町	235	221	H11. 11. 16
小計		7,185	6,626	
合計		20,108	17,962	

②流域下水道

(ア) 小矢部川流域下水道

小矢部川流域下水道は、県西部の高岡市をはじめとする5市を対象に昭和56年に工事着手し、昭和63年3月に一部供用開始し、平成7年4月には関係全市町村が供用した。

本事業により、県西部の砺波・高岡地方の生活環境の向上と、小矢部川をはじめ地域内河川等の公共用水域の水質保全が図られることが期待されている。

(イ) 神通川左岸流域下水道

神通川左岸流域下水道は、神通川と庄川に挟まれた富山市をはじめとする3市を対象に平成3年度に工事着手し、平成9年12月に一部供用開始し、平成13年7月には関係全市町村が供用した。

本事業により、本地域の生活環境の向上と、神通川をはじめ地域内河川等の公共用水域の水質保全が図られることが期待されている。

○流域下水道の排水区域

名称	接続する下水道	最終決定年月日
		告示番号
小矢部川流域下水道	富山高岡広域都市計画高岡公共下水道	H25. 3. 25 県告第139号
	富山高岡広域都市計画射水公共下水道	
	福岡都市計画福岡公共下水道	
	砺波都市計画砺波公共下水道	
	小矢部都市計画小矢部公共下水道	
	南砺都市計画南砺公共下水道	
神通川左岸流域下水道	富山高岡広域都市計画富山公共下水道	H28. 11. 30 県告第521号
	富山高岡広域都市計画高岡公共下水道	
	富山高岡広域都市計画射水公共下水道	
	富山南都市計画富山公共下水道	

③ 都市下水路

令和7年3月31日現在

市町村名	都市下水路名	計画決定		施行済		最終決定 年月日
		延長 (m)	面積 (ha)	延長 (m)	面積 (ha)	
富山市 (富山南)	保内1号 都市下水路	440	31	440	31	H28.11.30
	保内2号 都市下水路	1,020	73	1,020	73	H28.11.30
	保内3号 都市下水路	-	39	-	39	H28.11.30
	計	1,460	143	1,460	143	
魚津市	木下新川 都市下水路	1,650	168	1,636	168	H 1.12.20
朝日町	泊都市下水路	830	37	837	37	S39. 9. 7

(4) 軌道

令和7年度3月31日現在

市町村名	路線名	計画延長	最終決定 年月日	告示番号
富山市	呉羽線	約3.1km	S9.11.12	内務省告示第510号
	循環線	約3.4km	H25.6.28	市告第289号

(5) 通路

令和7年3月31日現在

市町村名	路線名	面積		最終決定 年月日	告示番号
		幅員 (m)	延長 (m)		
富山市 (広域)	富山駅南北自由通路線	24	約80	H25.7.8	市告第308号
	富山市明輪町において、 立体的な範囲を定める。 (延長約80mを対象)				
	富山駅東西自由通路1号線	6	約170	H25.7.8	市告第308号
	富山市明輪町において、 立体的な範囲を定める。 (延長約170mを対象)				
	富山駅東西自由通路2号線	6	約20	H25.7.8	市告第308号
	富山市明輪町において、 立体的な範囲を定める。 (延長約20mを対象)				
高岡市 (広域)	高岡駅北口地下連絡通路	7	20	H24.4.25	市告第61号
	高岡市下関字布施において、 立体的な範囲を定める。 (延長約20mを対象)				
立山町	五百石駅地下通路線	3.9	40	H23.2.21	町告第19号
	立山町前沢新町、立山町 前沢地内において、立体的 な範囲を定める。 (延長約40mを対象)				

(6) 都市高速鉄道

令和7年3月31日現在

市町村名	路線名	計画延長 (km)	最終決定 年月日	告示番号
富山市 (広域)	あいの風とやま鉄道線	3.51	H26.12.10	県告516号
	西日本旅客鉄道高山線	1.53	H17.4.27	県告282号
	富山地方鉄道本線	1.10	H30.12.10	県告497号

(7) その他の交通施設

令和7年3月31日現在

市町村名	交通広場名	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	駅名	最終決定年月日 告示番号
高岡市 (広域)	高岡駅交通広場	2,000	2,000	高岡駅	H20.12.25 市告第440号
	高岡市下関字布施において、立体的な範囲を定める。 (面積約2,000㎡を対象)				
小矢部市	石動駅前交通広場	230	230	石動駅	H28.9.12 市告第442号
	小矢部市石動町において、立体的な範囲を定める。 (面積約230㎡を対象)				

(8) 駐車場

① 都市計画駐車場一覧表 (自動車)

令和7年3月31日現在

市町村名	計画			開設		
	箇所数	面積 (ha)	収容台数	箇所数	面積 (ha)	収容台数
富山市 (広域)	4	1.80	1,516	4	1.20	1,458
高岡市 (広域)	2	0.91	1,110	2	0.91	1,106
黒部市	1	1.27	250	—	—	—
計	7	3.98	2,876	6	2.11	2,564

② 都市計画駐車場一覧表 (自転車)

令和7年3月31日現在

市町村名	計画			開設		
	箇所数	面積 (ha)	収容台数	箇所数	面積 (ha)	収容台数
富山市 (広域)	1	0.09	880	1	0.09	629
高岡市 (広域)	1	0.08	1,000	1	0.08	766
射水市	1	0.11	560	1	0.11	562
氷見市	1	0.07	480	1	0.07	341
砺波市	1	0.03	236	1	0.03	236
南砺市	2	0.13	653	2	0.13	653
上市町	1	0.09	650	1	0.09	650
計	8	0.60	4,459	8	0.60	3,837

③ 届出駐車場一覧表（駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの）

令和7年3月31日現在

市町村名	箇所数	収容台数
富山市	56	10,818
高岡市	23	3,063
魚津市	1	256
滑川市	1	43
黒部市	5	1,105
砺波市	1	82
小矢部市	2	256
南砺市	1	32
計	93	16,026

※都市計画駐車場・附置義務駐車施設の届出駐車場該当分を含む。

④ 附置義務駐車場（駐車場法第20条及び第20条の2の規定により設置された駐車場施設）

令和7年3月31日現在

市町村名	箇所数	収容台数	条例 最終制定年月
富山市	121	11,485	H28. 4. 1
高岡市	34	5,691	H17. 11. 1
上市町	1	100	H1. 4. 1
計	156	17,276	

(9) 汚物処理場

令和7年3月31日現在

市町村名	計画		開設		
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	施設能力 (kl/日)
富山市	3	2.1	2	1.1	997
射水市	1	1.0	1	1.0	116
滑川市	1	0.5	-	-	-
上市町	1	1.7	1	1.7	110
入善町	1	1.3	1	1.3	22
計	7	6.6	5	5.1	1,245

※富山地域衛生組合圏域(富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村)における、し尿や浄化槽汚泥の合理的かつ、経済的な処理を行うため、上市町に「富山地域衛生組合汚物処理場」設置の都市計画を決定(H23.3.31告示)。なお、都市計画の決定(変更)は富山市、滑川市、立山町、上市町において行われているが、施設自体は上市町に設置されるため、箇所数等は上市町に計上。

(10) ごみ焼却場

令和7年3月31日現在

市町村名	計画		開設		
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	施設能力 (t/日)
富山市 (広域)	1	0.4	-	-	-
滑川市	1	0.6	-	-	-
立山町	1	2.9	1	2.9	810
朝日町	1	1.4	1	1.4	174
計	4	5.3	2	4.3	984

(11) ごみ処理場

令和7年3月31日現在

市町村名	計画		開設		
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	施設能力 (t/日)
射水市	1	3.3	1	3.3	138
氷見市	2	9.8	2	9.8	332
砺波市	1	1.7	1	1.7	9
南砺市	1	1.45	1	1.43	36
計	5	16.25	5	16.23	515

※高岡地区広域圏事務組合(高岡市、氷見市、小矢部市)において各市のごみ処理を集約し、氷見市に「高岡地区広域圏ごみ処理施設」設置の都市計画を決定(H22.8.18告示)。なお、都市計画の決定(変更)は高岡市、氷見市において行われているが、施設自体は氷見市に設置されるため、箇所数等は氷見市に計上。

(12) 運河

令和7年3月31日現在

市町村名	等級	番号	幅員	延長	決定年月日・告示番号
富山市	1	1	43~61m	約5,140m	S 8.4.25 都市計画公告
	1	2	40~60m	約2,060m	S17.6.18 内告第465号
	1	3	60m	約 450m	S19.5.27 内告第315号

(13) 学校

令和7年3月31日現在

市町村名	計画		開設		摘要
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
小矢部市	1	4.2	1	3.1	石動小学校

(14) 卸売市場

令和7年3月31日現在

市町村名	名称	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
富山市 (広域)	富山市公設地方卸売市場	13.0	13.0
高岡市 (広域)	高岡市地方卸売市場	9.1	9.1
氷見市	氷見漁業協同組合地方卸売市場	0.6	0.6
計		22.7	22.7

(15) と畜場

令和7年3月31日現在

市町村名	計画			開設		
	箇所数	面積 (ha)	施設能力	箇所数	面積 (ha)	施設能力
射水市	1	3.7	720 頭/日	1	3.7	526 頭/日

(16) 火葬場

令和7年3月31日現在

市町村名	計画		開設		備考
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
富山市 (富山南)	1	0.5	1	0.5	火葬炉2、汚物炉1
高岡市 (広域)	1	3.6	1	3.6	火葬炉10、汚物炉2
射水市	1	2.1	-	-	火葬炉6、再燃炉6
魚津市	1	0.9	1	0.9	火葬炉5、汚物炉1
氷見市	1	1.0	1	1.0	火葬炉5、汚物炉1、動物炉1
砺波市	1	1.3	1	1.3	火葬炉4、汚物炉1
小矢部市	1	2.5	1	2.5	火葬炉4、汚物炉1
南砺市	2	1.3	2	1.3	(福光) 火葬炉3、汚物炉1 (福野) 火葬炉2、汚物炉1
上市町	1	0.3	1	0.3	火葬炉3、汚物炉1
計	10	13.5	9	11.4	

(17) 一団地の官公庁施設

令和7年3月31日現在

市町村名	名称	面積 (ha)	最終決定 年月日	告示番号	摘要
富山市	総曲輪団地	7.5	S37. 11. 16	建告第2829号	施設の決定
			S37. 11. 16	建告第2898号	事業及び執行年度割 の決定

(18) 流通業務団地

令和7年3月31日現在

市町村名	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	最終決定 年月日	告示番号
射水市	小杉流通業務団地	51.8	51.8	H22. 8. 18	県告第322号

(19) 防火水槽

令和7年3月31日現在

市町村名	計画		完了		摘要
	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	
富山市 (広域)	15	300	15	300	
富山市 (富山南)	12	240	12	240	
高岡市 (広域)	10	505	10	505	
射水市	14	244	14	244	
魚津市	6	120	6	120	
砺波市	6	83	6	83	
小矢部市	6	137	6	137	
計	69	1,629	69	1,629	

7 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

本県では、公共施設の整備及び宅地の利用促進を図り、健全な市街地を形成するため、神通川改修の廃川地の整備を目的として、全国に先駆けて公共団体施行として進められた昭和4年の富山都市計画都心土地区画整理事業（約117ha）をはじめ、14市町（14都市計画区域）の237地区4,580.3haにおいて、土地区画整理事業が実施されており、令和7年3月31日現在施行済み(換地処分を行ったもの)が229地区4,505.0ha、施行中が8地区75.3haとなっている。

① 富山県における土地区画整理事業の施行状況

都市名	土地区画整理法による事業												合計			
	個人・共同		組合		公共団体		行政庁		計		施行済	施行済 + 施行中				
	施行済	施行中	施行済	施行中	施行済	施行中	施行済	施行中	施行済	施行中						
土地区画整理法によらず完成した事業(旧都市計画法第12条)	5	574.1	23	221.1	7	416.8	1	10.4	80	1515.6	1	10.4	85	2089.7	86	2100.1
富山市	49	323.6														
高岡市	7	94.8	20	251.1	4	147.1			31	493.0	1	4.0	32	495.8	33	499.8
射水市	5	37.7	14	129.5	1	66.7			38	862.9	1	0.5	43	900.6	44	901.1
小計	11	614.6	57	601.7	12	630.6	1	10.4	149	2871.5	3	14.9	160	3486.1	163	3501.0
富山市(富山南)	5	20.6			1	37.0			6	57.6			6	57.6	6	57.6
高岡市(福岡)							1	11.1				1	11.1		1	11.1
魚津市	2	17.3			5	159.9			11	168.5			13	185.8	13	185.8
氷見市	1	38.1							1	4.8			2	42.9	2	42.9
滑川市			4	39.0	2	120.2			6	159.2			6	159.2	6	159.2
黒部市	1	6.0	2	4.2	1	5.3	1	31.3	5	31.8	2	36.6	6	37.8	8	74.4
砺波市			15	270.7	3	17.3			18	288.0	1	2.0	18	288.0	19	290.0
小矢部市	1	22.3	5	65.5	2	63.8			8	151.6			8	151.6	8	151.6
南砺市			1	16.5	2	8.0			3	24.5			3	24.5	3	24.5
上市町			2	28.4					2	28.4			2	28.4	2	28.4
立山町	1	2.3			1	25.7			2	28.0			2	28.0	2	28.0
入善町	1	3.3							1	3.3			1	3.3	1	3.3
朝日町			2	11.8					2	11.8	1	10.7	2	11.8	3	22.5
小計	4	61.4	31	436.1	17	456.6	2	42.4	65	957.5	5	60.4	69	1018.9	74	1079.3
合計	15	676.0	88	###	4	22.0	29	1087.2	214	3829.0	8	75.3	229	4505.0	237	4580.3

※施行済とは換地処分を行ったもの

② 土地区画整理法によらず完了した事業（旧都市計画法第12条）

令和7年3月31日現在

都市名		個人・共同		組合		公共団体		行政庁		計	
富山高岡広域 都市計画区域				3	19.6	6	581.9	2	13.1	11	614.6
	富山市					3	561.0	2	13.1	5	574.1
	高岡市					1	2.8			1	2.8
	射水市			3	19.6	2	18.1			5	37.7
その他の都市計 画区域				1	6	3	55.4			4	61.4
	富山市 (大沢野)										
	富山市 (大山)										
	富山市 (八尾)										
	高岡市 (福岡)										
	魚津市					2	17.3			2	17.3
	氷見市					1	38.1			1	38.1
	滑川市										
	黒部市			1	6.0					1	6.0
	砺波市										
	小矢部市										
	南砺市										
	上市町										
	立山町										
	舟橋村										
	入善町										
	朝日町										
合計				4	25.6	9	637.3	2	13.1	15	676.0

③都市計画決定されたもの

市町村名	地区名	計画決定 告示年月日 番号	計画決定 面積 (ha)	施行者	事業目的	事業計画 公告年月日 番号	施行 面積 (ha)	施行年度 (補助年度)
富山市 (広域)	富山都心 (旧都計法)	—	116.9	県	河川改修	S 3. 3. 20	116.9	S 3～9
	東岩瀬工業 (旧都計法)	S 15. 2. 19 内告第 85 号	442.6	県	工業団地造成	—	442.6	S 14～27
	四方復興 (旧都計法)	—	9.9	行政庁 (旧和合町長)	火災復興	—	9.9	S 20～24
	富山戦災復興	S 22. 1. 27 戦復告第 32 号	554.1	行政庁(知事)	戦災復興	S 22. 4. 28	554.1	S 22～47
	東岩瀬復興 (旧都計法)	S 24. 3. 30 建告 238 号	3.2	行政庁 (市長)	火災復興	S 24. 11. 4	3.2	S 24～27
	四方	S 26. 4. 13 建告第 273 号	1.5	行政庁 (旧和合町)	火災復興	—	1.5	S 26～28
	富山南部	S 27. 2. 16 建告第 133 号	17.8	市	市街地整備	S 27. 3. 31 建告第 270 号	17.8	S 26～34
	大泉	S 35. 8. 6 建告第 1556 号	99.7	市	市街地整備	S 36. 6. 1 県告第 397 号	99.7	S 36～48
	堀川西	S 48. 3. 31 県告第 276 号	198.2	市	公共施設整備	S 50. 3. 31 市告第 32 号 S 55. 3. 3 市告第 29 号 S 61. 3. 5 市告第 32 号 H 1. 7. 10 市告第 136 号 H 5. 9. 6 市告第 208 号 H 7. 3. 9 市告第 号 H10. 6. 5 市告第 号 H11. 1. 29 市告第 20 号	198.2	S 49～H11 (S 49～H2)
	山室北	S 56. 10. 17 県告第 1079 号	27.6	組合	新市街地整備	S 56. 12. 26 県告第 1338 号 S 61. 3. 29 県告第 440 号 S 63. 10. 20 県告第 1145 号	27.6	S 56～H1 (S 56～62)
	堀川南	S 58. 7. 13 市告第 125 号 S 60. 1. 21 市告第 10 号	15.9	組合	新市街地整備	S 59. 1. 10 県告第 13 号 S 60. 9. 7 県告第 930 号 S 63. 9. 29 県告第 1047 号 H 2. 11. 7 県告第 823 号	15.9	S 58～H3 (S 56～H1)
	新保北部 (西新屋)	S 63. 1. 21 県告第 90 号	33.6	組合	新市街地整備	H13. 1. 10 市告第 1 号 H14. 3. 15 市告第 号 H17. 2. 7 市告第 32 号 H21. 3. 10 市告第 91 号 H22. 6. 15 市告第 256 号 H23. 3. 14 市告第 77 号	9.6	H12～23 (H12～16)

	新保北部 (上八日町)			共同	新市街地整備	H14. 7. 10 市告第 161 号 H17. 2. 16 市告第 37 号 (廃止)	1. 4	-
	富山駅北	H 1. 6. 12 県告第 557 号 H 4. 12. 11 県告第 937 号	20. 5	市	公共施設整備	H 1. 9. 12 市告第 175 号 H 5. 9. 22 市告第 230 号 H 6. 10. 18 市告第 274 号 H10. 10. 5 市告第 238 号 H13. . 市告第 号 H14. 7. 16 市告第 168 号	20. 5	H1~15 (S63~H12)
	新庄南	H 2. 8. 6 市告第 140 号 H 4. 8. 4 市告第 178 号	9. 6	市	公共施設整備	H 3. 3. 30 市告第 44 号 H 6. 3. 30 市告第 97 号 H 7. 3. 8 市告第 51 号 H 8. 9. 27 市告第 261 号	9. 6	H2~9 (H2~5)
	山室荒屋	H 6. 3. 7 市告第 69 号	16. 4	組合	新市街地整備	H 6. 7. 8 県告第 461 号 H 8. 3. 13 県告第 138 号 H 9. 1. 10 市告第 3 号	16. 4	H6~9
	町村東	H 7. 4. 6 市告第 93 号	15. 2	組合	新市街地整備	H 7. 12. 15 県告第 790 号 H 8. 5. 28 市告第 号 H 9. 2. 28 市告第 23 号 H12. 10. 13 市告第 232 号 H14. 11. 19 市告第 269 号 H15. 2. 25 市告第 51 号 H16. 3. 22 市告第 73 号	15. 2	H7~16 (H7~11)
	田畑	H 7. 5. 10 市告第 121 号	7. 8	共同	新市街地整備	H 7. 12. 20 県告第 802 号 H 8. 11. 25 市告第 304 号	7. 8	H7~8
	荒川南	H 7. 12. 20 市告第 327 号	6. 3	組合	新市街地整備	H 8. 8. 19 市告第 231 号 H 9. 10. 16 市告第 258 号 H11. 11. 19 市告第 号 H12. 9. 1 市告第 号	6. 3	H8~13 (H8~10)
	上新保	H 7. 5. 10 市告第 120 号	9. 5	組合	新市街地整備	H 8. 11. 21 市告第 302 号 H12. 7. 12 市告第 171 号	9. 5	H8~12

	山室第2	H 7. 7. 7 県告第 456 号	51.4	市	公共施設整備	H 9. 5.19 市告第 127 号 H12. 2.17 市告第 31 号 H14. 6. 3 市告第 129 号 H17. 6. 1 市告第 135 号 H22. 6. 8 市告第 249 号 H24. 9.12 市告第 348 号 H24. 9.25 市告第 360 号 H26. 8.12 市告第 323 号	51.4	H9~26 (H9~25)
	下新町	H 9. 2.10 市告第 42 号	19.6	市	公共施設整備	H 9. 8. 1 市告第 48 号 H12. . 市告第 号 H15. 1. 7 市告第 4 号 H20. 3.21 市告第 137 号	19.6	H9~20 (H9~15)
	豊田	H 7. 5.10 市告第 122 号	11.0	組合	新市街地整備	H10. 3. 9 市告第 184 号 H11. 7.28 市告第 178 号 H12. 3. 6 市告第 50 号	11.0	H9~13
	富山駅周辺 地区	H17. 7. 1 市告第 174 号	10.4	市	公共施設整備	H18. 8.31 市告第 425 号 H21.12.24 市告第 663 号 H26.10.27 市告第 402 号	10.4	H18~R14 (H17~R14)
	富山空港北	H18. 8.28 市告第 419 号	21.0	組合	新市街地整備	H18.10.20 市告第 528 号 H21. 9.15 市告第 496 号 H23. 2.16 市告第 51 号 H24. 1.17 市告第 19 号 H24. 3.19 市告第 87 号 H25.12.27 市告第 483 号 H26. 9.16 市告第 363 号 H27. 9.28 市告第 358 号 H28.12.14 市告第 536 号 H30. 8.23 市告第 290 号	21.0	H18~R1 (H18~28)

富山市 (富山南)	福島	S 57. 8. 7 県告第 761 号	36.9	町	新市街地整備	S 58. 4. 5 町告第 5 号	36.9	S 58~H4 (S 58~H3)
		S 59. 10. 6 県告第 901 号	37.0			S 60. 5. 2 町告第 11 号 S 62. 3. 16 町告第 9 号 H 2. 3. 31 町告第 21 号 H 3. 3. 4 町告第 11 号 H 4. 3. 24 町告第 18 号		

高岡市 (広域)	伏木駅前 (旧都法)	S 16. 5. 22 内告第 324 号	2.8	市	災害復旧	S 16. 9. 17 建告第 138 号	2.8	S 16~29
	高岡駅南	S 39. 8. 31 建告第 2529 号	42.7	市	新市街地整備	S 40. 9. 13 建告第 639 号	42.7	S 40~50 (S 39~46)
	高岡南部	S 47. 8. 29 建告第 793 号 S 55. 3. 8 建告第 222 号	97.0 96.6	市	市街地整備	S 49. 4. 11 市告第 40 号	97.0 96.6	S 49~H4 (S 49~61)
						S 52. 7. 14 市告第 87 号 S 56. 12. 22 市告第 143 号		
	立野	S 54. 8. 3 市告第 90 号 S 57. 8. 19 市告第 68 号	14.5	組合	新市街地整備	S 55. 3. 15 県告第 251 号 S 59. 7. 21 県告第 624 号 S 62. 10. 17 県告第 1057 号 H 3. 3. 27 県告第 226 号 H 4. 3. 27 県告第 276 号	14.5	S 54~H4 (S 54~59)
	能町	S 56. 2. 5 県告第 86 号 S 60. 2. 23 県告第 152 号	40.0	組合	新市街地整備	S 56. 5. 16 県告第 518 号 S 60. 9. 3 県告第 907 号 S 62. 10. 15 県告第 1056 号	40.0	S 56~63
	戸出南部	S 58. 12. 6 県告第 1195 号 S 62. 9. 24 県告第 987 号	33.3 34.0	組合	公共施設整備	S 59. 2. 10 県告第 103 号 S 60. 4. 2 県告第 428 号 S 63. 7. 14 県告第 768 号 H 2. 2. 9 県告第 92 号 H 3. 3. 27 県告第 229 号	33.3 34.0	S 58~H5 (S 58~63)
立野東部	S 62. 12. 24 市告第 44 号	6.8	組合	新市街地整備	S 63. 2. 20 県告第 195 号 H 4. 3. 23 県告第 258 号 H 5. 8. 18 県告第 605 号	6.8	S 62~H5 (S 62~H2)	

御旅屋西通り	S62.12.24 市告第43号	2.3	市	市街地整備	S63.6.28 市告第68号 H2.12.7 市告第 号 H7.2.22 市告第24号 H8.3.21 市告第38号 H10.3.5 市告第43号 H12.1.7 市告第1号	2.3	S63~H11
中田	H1.4.1 市告第88号 H2.6.20 市告第84号	8.8 9.3	組合	新市街地整備	H1.5.31 県告第508号 H3.3.27 県告第225号 H8.1.17 県告第22号	8.8 9.3	H1~8 (H1~5)
下牧野	H1.4.1 市告第89号	4.0	組合	新市街地整備	H1.5.31 県告第509号 H4.12.12 県告第90号	4.0	H1~4 (H1~3)
中保	H5.1.8 県告第14号 H7.5.10 県告第317号	21.9 25.0	組合	新市街地整備	H5.2.8 県告第82号 H8.10.18 県告第649号 H11.3.29 県告第174号 H14.3.25 市告第148号 H14.9.20 市告第489号	21.9 25.0	H4~14 (H4~14)
中田東部	H7.3.31 市告第32号 H11.11.17 市告第304号	18.6	組合	新市街地整備	H7.10.16 県告第658号 H9.12.3 県告第788号 H12.6.23 県告第387号 H14.8.28 県告第452号 H15.12.5 県告第595号 H18.11.8 県告第631号 H21.1.19 県告第21号	18.6	H7~20 (H7~14)
戸出中之宮	H12.12.22 市告第316号 H14.2.8 市告第25号	22.4 23.0	組合	新市街地整備	H13.3.14 県告第119号 H15.2.12 県告第72号 H18.3.31 県告第225号 H18.12.8 県告第672号 H21.3.4 県告第121号 H22.10.15 県告第383号 H24.3.16 県告第121号 H25.7.31 県告第343号 H28.1.20 県告第32号	22.4 23.0	H12~28 (H12~24)

	中曾根	H15. 11. 18 市告第 363 号 H20. 6. 13 市告第 163 号	25. 0	組合	新市街地整備	H16. 1. 28 県告第 33 号 H19. 4. 6 県告第 191 号 H20. 10. 27 県告第 495 号 H21. 9. 25 県告第 476 号 H22. 7. 26 県告第 304 号 H24. 5. 18 県告第 242 号	25. 0	H15~24 (H15~22)
	新駅周辺	H21. 10. 20 市告第 244 号	5. 5	市	新市街地整備	H22. 9. 8 市告第 222 号 H27. 3. 23 市告第 67 号 H28. 6. 13 市告第 97 号	5. 5	H22~28 (H22~27)
高岡市 (福岡)	福岡駅前	H18. 12. 13 市告第 405 号	11. 0	市	市街地整備	H19. 8. 31 市告第 121 号 H22. 7. 15 市告第 156 号 H23. 6. 14 市告第 145 号 H29. 3. 3 市告第 63 号 R 1. 8. 16 市告第 208 号	11. 1	H19~R7 (H18~R6)

射水市	放生津 (旧都計法)		8. 2	組合	災害復興	S 7. 6. 15	8. 2	S7~9
	新湊 (旧都計法)		9. 5	市	宅地造成		9. 5	S12~24
	新湊復興 (旧都計法)		8. 6	市	災害復興		8. 6	S16~25
	三日曾根復興 (旧都計法)		9. 8	組合	災害復興		9. 8	S18~24
	法土寺 (旧都計法)		1. 6	組合	宅地造成	S18. 12. 21 県告第 785 号 S24. 12. 1 県告第 1618 号	1. 6	S18~19
	西新湊	S39. 12. 28 県告第 3546 号 S45. 8. 4 県告第 412 号	60. 9 66. 7	市	公共施設整備	S40. 5. 8 県告第 284 号 S43. 2. 24 県告第 169 号 S45. 4. 15 県告第 438 号	60. 9 66. 7	S40~49
	二口	H 7. 5. 10 町告第 16 号	18. 0	組合	新市街地整備	H 7. 11. 20 県告第 725 号 H13. 8. 13 県告第 390 号	18. 1	H7~14 (H7~13)

魚津市	魚津復興 (旧都計法)	S22. 2. 10 内告第 31 号	8. 3	県	災害復興		8. 3	S19~22
	大町火災復興 (旧都計法)		9. 0	市	災害復興		9. 0	S22~27
	魚津火災復興	S31. 9. 26 建告第 1498 号 S33. 2. 20 建告第 217 号 S36. 2. 10 建告第 367 号	62. 5 61. 7 61. 6	市	災害復興	S31. 11. 22 県告第 619 号	62. 5	S31~44

魚津駅周辺	駅前地区	S 40. 3. 29 建告第 868 号 S 45. 3. 28 県告第 361 号	89.0	市	市街地整備	S 38. 4. 27 県告第 207 号 S 42. 6. 6 県告第 656 号	33.6	S 38~50
	加積地区	S 48. 3. 15 県告第 223 号 S 49. 12. 24 県告第 1178 号 S 56. 2. 5 県告第 93 号 S 58. 11. 12 県告 1115 号	89.2 93.3 93.9	市	市街地整備	S 45. 4. 7 市告第 号 S 50. . 市告第 号 S 53. 3. 24 市告第 号 S 56. 12. 6 市告第 号	32.8	S 45~57 (S 45~53)
	駅西地区	H 1. 9. 7 県告第 806 号 H 5. 4. 9 県告第 314 号		市	市街地整備	S 56. 3. 31 市告第 27 号 S 59. 3. 14 市告第 9 号 H 1. 1. 18 市告第 号 H 2. 5. 21 市告第 27 号 H 5. 6. 22 市告第 46 号 H 7. . 市告第 号	27.1 27.5 27.5	S 55~H7
	経田中央地区	H17. 10. 19	3.5	市	市街地整備	H19. 5. 9 市告第 13 号 H26. 3. 6 市告第 9 号	3.5	H19~28

氷見市	氷見復興 (旧都計法)	S 13. 10. 15 内告第 439 号 S 17. 4. 22 内告第 217 号	36.5 38.1	市	災害復興	S 13. 10. 18 内告第 440 号 S 22. 5. 27 内告第 182 号 S 23. 7. 8 建告第 273 号 S 24. 6. 16 建告第 604 号 S 26. 5. 31 建告第 534 号	36.5 38.1	S 10~26
-----	----------------	---	--------------	---	------	--	--------------	---------

滑川市	滑川駅前	S 46. 1. 26 県告第 63 号	37.9	市	市街地整備	S 46. 10. 26 市告第 5 号 S 56. 3. 31 市告第 7 号 S 61. 1. 23 市告第 5 号	37.9	S 46~H3 (S 46~55)
	滑川駅南	S 59. 12. 8 県告第 1123 号 H 6. 12. 7 県告第 774 号	82.3	市	新市街地整備	S 61. 2. 28 市告第 10 号 H 2. 2. 5 市告第 1 号 H 4. 1. 6 市告第 2 号 H 7. 3. 23 市告第 3 号 H10. 10. 1 市告第 39 号 H14. 9. 2 市告第 22 号 H16. 9. 8 市告第 25 号 H19. 1. 26 市告第 3 号	82.3	S 60~H23 (S 59~H12)

	上小泉西部	S 61. 10. 20 市告第 57 号	19. 9	組合	新市街地整備	S 61. 12. 25 県告第 1868 号 H 2. 6. 27 県告第 475 号	19. 9	S 61~H6 (S61~H3)
--	-------	--------------------------	-------	----	--------	---	-------	---------------------

黒部市	生地復興 (旧都計法)		6. 0	組合	災害復興		6. 0	S 10~23
	牧野	S 59. 5. 7 県告第 340 号	24. 7	市	新市街地整備	S 59. 11. 26 市告第 11 号 S 60. 9. 2 市告第 13 号 H 3. 3. 4 市告第 5 号 H 8. 3. 18 市告第 8 号	24. 7	S 59~H8 (S59~H2)
	三日市保育所 周 辺	H 8. 4. 8 県告第 219 号 H13. 4. 27 市告第 16 号	31. 3	市	公共施設整備	H 9. 12. 26 市告第 36 号 H11. 2. 22 市告第 5 号 H12. 4. 27 市告第 号 H13. 6. 8 市告第 21 号 H13. 9. 5 市告第 28 号 H16. 3. 31 市告第 14 号 H17. 8. 31 市告第 33 号 H18. 3. 20 市告第 10 号 H22. 5. 13 市告第 27 号 H28. 9. 26 市告第 56 号 R 1. 12. 24 市告第 77 号	31. 3	H9~R9 (H8~R8)

砺波市	出町	S 43. 12. 28 建告第 3763 号	12. 0	市	市街地整備	S 44. 6. 13 県告第 439 号 S 51. 3. 30 県告第 252 号 S 63. 3. 24 市告第 13 号 H 3. 12. 11 市告第 62 号 H 8. 3. 14 市告第 12 号 H11. 3. 19 市告第 8 号 H13. 11. 13 市告第 号 H14. 3. 12 市告第 号	12. 0	S 43~H15 (S43~H1)
	太郎丸中央	S 55. 8. 21 市告第 38 号	17. 3	組合	新市街地整備	S 56. 1. 13 県告第 9 号 S 58. 11. 19 県告第 1155 号 S 60. 9. 10 県告第 942 号	17. 3	S 55~H2 (S55~58)
	鍋島	S 58. 11. 28 市告第 71 号	11. 2	組合	新市街地整備	S 59. 1. 31 県告第 69 号 H 1. 2. 23 県告第 157 号	11. 2	S 58~H5 (S58~62)

	中村	S 62. 9. 24 県告第 990 号	31. 2	組合	新市街地整備	S 62. 12. 5 県告第 1254 号 H 3. 3. 29 県告第 263 号 H 6. 1. 12 県告第 13 号 H 6. 5. 18 県告第 336 号	31. 2	S 62~H6 (S62~H4)
	鍋島中央	S 62. 9. 24 市告第 52 号 H 2. 2. 2 市告第 24 号	12. 1 12. 2	組合	新市街地整備	S 63. 1. 14 県告第 35 号 H 2. 12. 26 県告第 935 号 H 3. 5. 20 県告第 383 号 H 6. 1. 12 県告第 14 号	12. 1 12. 2	S 62~H10 (S62~H4)
	太郎丸西部	H 1. 9. 7 県告第 809 号 H 3. 4. 5 県告第 299 号 H 5. 12. 17 県告第 883 号	39. 4 39. 6 39. 7	組合	新市街地整備	H 2. 1. 12 県告第 17 号 H 3. 7. 27 県告第 561 号 H 6. 3. 31 県告第 226 号 H 6. 7. 4 県告第 450 号 H 9. 3. 28 県告第 185 号 H11. 2. 19 県告第 90 号 H12. 7. 28 県告第 445 号	39. 4 39. 6 39. 7	H1~15 (H1~8)
	鍋島北	H 1. 12. 18 市告第 76 号	10. 0	組合	新市街地整備	H 3. 2. 22 県告第 133 号 H 7. 3. 31 県告第 190 号	7. 6	H2~7 (H2~6)
	太郎丸東部	H 6. 12. 7 県告第 778 号	37. 0	組合	新市街地整備	H 7. 3. 10 県告第 115 号 H11. 2. 19 県告第 91 号 H11. 12. 6 県告第 749 号 H13. 2. 28 県告第 84 号 H15. 3. 5 県告第 112 号	37. 0	H6~16 (H7~13)
	深江	H 7. 12. 13 市告第 51 号	10. 0	組合	新市街地整備	H 8. 9. 13 県告第 567 号 H12. 11. 17 県告第 625 号 H15. 6. 25 県告第 359 号 H17. 4. 13 県告第 262 号	10. 0	H8~18 (H8~16)
	砺波駅南	H 4. 12. 19 市告第 51 号 H 8. 6. 12 市告第 35 号	6. 7	組合	新市街地整備	H 5. 2. 8 県告第 81 号 H 9. 9. 5 県告第 600 号 H11. 3. 24 県告第 159 号	6. 7	H4~12 (H4~9)

	杉木	H11. 11. 15 県告第 712 号	54.9	組合	新市街地整備	H12. 7. 24 県告第 441 号 H13. 12. 12 県告第 605 号 H14. 11. 15 県告第 593 号 H18. 10. 30 県告第 605 号 H22. 6. 16 県告第 263 号 H25. 3. 15 県告第 122 号	54.9	H12~26 (H12~22)
	中神	H20. 1. 18 市告第 5 号	32.6	組合	新市街地整備	H20. 6. 13 県告第 321 号 H27. 6. 15 県告第 293 号 H28. 11. 2 県告第 484 号	32.6	H20~29 (H20~27)
	青島	S 62. 1. 13 町告第 2 号 H25. 3. 25 市告第 34 号	1.6	町	公共施設整備	S 62. 7. 21 町告第 25 号 H 3. 3. 25 町告第 3 号 H 4. 7. 22 町告第 34 号	1.6	S 62~H4
	金屋・青島	H 3. 12. 5 町告第 34 号 H25. 3. 25 市告第 35 号	3.7	町	公共施設整備	H 4. 3. 5 町告第 4 号 H 9. 3. 26 町告第 26 号 H11. 3. 26 町告第 39 号 H12. 3. 15 町告第 59 号	3.7	H3~12

南砺市	是安	H 2. 12. 3 町告第 23 号 H25. 3. 25 市告第 55 号	2.0	町	公共施設整備	H 4. 2. 6 町告第 18 号 H 8. 3. 15 町告第 9 号	2.0	H3~11
	寺家新屋敷	S 60. 3. 5 町告第 7 号 H25. 3. 25 市告第 56 号	16.5	組合	新市街地整備	S 60. 12. 17 県告第 1255 号 S 63. 7. 16 県告第 779 号 H 2. 6. 27 県告第 474 号 H 5. 3. 29 県告第 242 号 H 6. 9. 5 県告第 563 号 H 7. 3. 31 県告第 190 号	16.5	S 60~H7 (S 60~H5)
	福光大火復興	S 54. 7. 3 町告第 46 号 H25. 3. 25 市告第 57 号	5.9	町	火災復興	S 54. 8. 11 町告第 15 号 S 54. 10. 20 町告第 29 号 S 56. 12. 28 町告第 25 号 S 58. 2. 1 町告第 2 号	6.0	S 54~58

小矢部市	石動第 2	S 29. 1. 18 建告第 7 号	56.0	市	河川改修及び 国道改良	S 29. 12. 20 建告第 507 号 S 34. 7. 16 県告第 494 号	56.0	S 29~48
------	-------	------------------------	------	---	----------------	---	------	---------

	石動駅南第1	S 61. 7. 26 県告第 1111 号 H 3. 8. 5 県告第 593 号	20. 5 20. 7	組合	新市街地整備	S 61. 11. 18 県告第 1689 号 S 63. 9. 29 県告第 1048 号 H 3. 12. 27 県告第 906 号 H 4. 10. 2 県告第 771 号 H 5. 3. 29 県告第 241 号	20. 5 20. 7	S 61~H5 (S 61~H3)
	石動駅南第2	H 4. 12. 11 市告第 27 号 H 6. 8. 11 市告第 16 号 H 9. 12. 8 県告第 796 号	19. 3 19. 7 20. 2	組合	新市街地整備	H 5. 3. 8 県告第 171 号 H 7. 12. 13 県告第 782 号 H10. 11. 20 県告第 656 号 H12. 8. 4 県告第 460 号 H13. 7. 4 県告第 331 号 H14. 11. 6 県告第 567 号	19. 0 19. 4 19. 8	H4~15 (H4~11)
	石動駅南	H19. 4. 6 市告第 27 号	14. 1	組合	新市街地整備	H20. 6. 6 県告第 307 号 H21. 9. 2 県告第 442 号 H24. 6. 20 県告第 297 号 H27. 1. 30 県告第 37 号	14. 1	H20~29 (H20~28)

上市町	上経田	S 53. 3. 7 県告第 218 号 S 55. 8. 21 県告第 893 号 S 57. 8. 14 県告第 803 号	25. 5 25. 9 25. 8	組合	新市街地整備	S 53. 8. 22 県告第 905 号 S 56. 12. 26 県告第 739 号 S 57. 3. 31 県告第 310 号	25. 5 25. 9 25. 8	S 53~61
	上市駅西	H 2. 8. 20 県告第 634 号	38. 3	—	—	—	—	—

立山町	中前沢	S 60. 11. 26 県告第 1173 号 H 4. 12. 11 県告第 940 号	25. 7	町	市街地整備	S 61. 8. 18 町告第 31 号 S 62. 12. 17 町告第 40 号 H 5. 6. 2 町告第 35 号 H 7. 2. 26 町告第 9 号	25. 7	S 61~H7 (S 60~H5)
-----	-----	--	-------	---	-------	---	-------	----------------------

朝日町	沼保新	H 7. 12. 11 町告第 35 号	8. 6	組合	新市街地整備	H 8. 8. 2 県告第 477 号 H15. 3. 19 県告第 144 号	8. 6	H8~15 (H8~13)
	泊駅南	H29. 5. 30 町告第 36 号	10. 7	組合	新市街地整備	H29. 12. 15 県告第 491 号	10. 7	H29~R8 (H29~R7)

(2) 新住宅市街地開発事業

市町村名	名称	位置	面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号	備考
射水市 (旧小杉町)	太閤山新住宅 市街地開発事業	小杉町大字 下条及び黒河	226.1	S53. 9.22 県告第1018号	施行主体：富山県 計画人口：16,000人

(3) 市街地再開発事業

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、本県においては、富山市、高岡市、射水市、魚津市、小矢部市、南砺市及び上市町において32か所施行されている。

表 市街地再開発事業一覧

令和7年3月31日現在

市町村名	名称	施行区域 面積 (ha)	建築敷地 面積 (ha)	最終決定 年月日 告示番号	事業認可 年月日
富山市	富山市総曲輪地区 市街地再開発事業	0.48	0.35	S49.12.24 県告第1177号	S50. 2. 8
	富山駅前街区 第一種市街地再開発事業	0.83	0.49	H 1. 9. 7 県告第 808号	H 1. 5.18
	富山駅前西街区第1地区 第一種市街地再開発事業	0.11	0.08		S60. 7.24
	富山駅前西街区第2地区 第一種市街地再開発事業	0.48	0.1		S63.10. 8
	富山駅前桜町地区 第一種市街地再開発事業	0.23	0.17		S62. 4.10
	富山市総曲輪2丁目地区 第一種市街地再開発事業	0.26	0.24		S63. 6.16
	富山駅北・奥田新町地区 第一種市街地再開発事業	0.69	0.40		H 6. 6.10
	富山市大手町地区 第一種市街地再開発事業	1.30	0.72	H 8. 6.21 県告第376号	H 8.11.27
	富山市牛島町地区 第一種市街地再開発事業	0.70	0.29	H10. 3.31 県告第 82号	H10.10. 2
	富山市西町・総曲輪地区 第一種市街地再開発事業	0.70	0.46	H15. 9. 9 市告第263号	H15.10.27
	富山市総曲輪通り南地区 第一種市街地再開発事業	1.10	0.68	H17.12. 6 市告第375号	H16. 1.24
	富山市中教院東地区 第一種市街地再開発事業	0.20	0.12		H12. 3.31 変更 H12. 9.22
	富山市中央通f地区 第一種市街地再開発事業	0.40	0.32	H19.4.26 市告第214号	H20.11.19

市町村名	名称	施行区域 面積 (ha)	建築敷地 面積 (ha)	最終決定 年月日 告示番号	事業認可 年月日
富山市	富山市西町東南地区 第一種市街地再開発事業	0.40	0.20	H21.9.25 市告第511号	H22.5.19
	富山市西町南地区 第一種市街地再開発事業	0.70	0.41	H22.9.15 市告第354号	H24.2.7
	富山市総曲輪西地区 第一種市街地再開発事業	1.00	0.57	H23.9.30 市告第418号	H25.2.15
	富山市桜町一丁目4番地区 第一種市街地再開発事業	0.70	0.34	H25.3.12 市告第93号	H26.6.27
	総曲輪三丁目地区 第一種市街地再開発事業	0.50	0.39	H25.7.3 市告第301号	H27.3.23
	富山市中央通りD北地区 第一種市街地再開発事業	0.80	0.63	H30.9.14 市告第316号	R 3.3.8
高岡市	新横町 第一種市街地再開発事業	0.40	0.34		S56.12.24
	御旅屋第一街区 第一種市街地再開発事業	0.72	0.59	S58.8.11 県告第786号	S61.3.6
	御旅屋西通り地区 第一種市街地再開発事業	0.50	0.32	H 8.11.6 市告第262号	H 9.3.3
	高岡駅前西第一街区地区 第一種市街地再開発事業	1.00	0.54	H14.2.8 市告第29号	H13.9.26
射水市 (旧新湊市)	立町第4地区 第一種市街地再開発事業	0.13	0.10		S61.10.27
	立町第3地区 第一種市街地再開発事業	0.27	0.22		H 8.2.15
魚津市	魚津駅前吉島地区 第一種市街地再開発事業	0.60	0.46		H 2.12.6
小矢部市	小矢部市石動町第1ブロック 第一種市街地再開発事業	0.20	0.20		S55.3.10
	小矢部市石動町第4ブロック 第一種市街地再開発事業	0.11	0.11		S56.2.19
	小矢部市石動町第5ブロック 第一種市街地再開発事業	0.15	0.15		S57.3.2
	小矢部市石動町第8ブロック 第一種市街地再開発事業	0.10	0.10		S58.7.18
南砺市	福光町中央通り第一種 市街地再開発事業	0.46	0.38		S53.3.22
上市町	上市町西中町 第一種市街地再開発事業	0.43	0.37		H 2.1.12

注) 告示番号のないものは個人施行による事業である。

8 地区計画

地区計画は、昭和55年に設けられた制度で「地区」すなわち市街地のある単位をまちづくり区域として設定し、まちづくりの方針を定め、道路、公園等の施設の整備及び建築物の建築等に関し、必要な事項を一体的かつ総合的に住民の意向を配慮して定めるものであり、地区レベルのミクロなまちづくりを行うものである。開発許可制度及び建築確認制度を補完し、こられの制度と相まって良好な市街地の整備及び保全を図るための制度である。

県内では85地区で策定されており、その合計面積は941.4haとなっている。

表 地区計画策定状況一覧

令和7年3月31日現在

市町村名	地区名	位置	地区計画面積 (ha)	地区整備計画面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号	類型
富山市	太郎丸地区	太郎丸	6.5	2.5	H 5. 4. 9 市告第76号	(地)
	とやま都市M I R A I地区	牛島本町 外	62.0	29.1	H 6. 1. 10 市告第 4号	(地)
	山室荒屋住宅団地地区	山室荒屋	5.3	5.3	H13. 5. 16 市告第138号	(地)
	稲荷元町地区	稲荷元町 外	3.8	3.8	H 8. 4. 1 市告第109号	(地)
	田畑住宅団地地区	田畑、銀嶺町 外	11.0	11.0	H14. 1. 10 市告第193号	(地)
	赤田地区	赤田、二俣 外	7.1	7.1	H 8. 4. 1 市告第111号	(地)
	綾田町・田中町地区	綾田町三丁目、田中町四丁目	1.3	1.3	H13. 9. 13 市告第108号	(地)
	富山市エコタウン地区	海岸通字松浦町 外	18.3	18.3	H14. 7. 5 市告第157号	(地)
	月岡西緑町4区地区	月岡西緑町の一部	4.7	4.7	H16. 11. 25 市告第348号	(調一ハ)
	針原中町地区	針原中町字長楽及び字端花の各一部	0.5	0.5	H16. 11. 25 市告第349号	(地)
	小中地区	小中 外	1.7	1.7	H17. 3. 31 市告第88号	(調一ロ)
	フューチャー商業集積地区	婦中町下坂倉 外	17.0	17.0	H13. 5. 16 町告第84号	(地)
	砂子田・袋地区	婦中町砂子田及び袋字宿免の各一部	18.8	18.8	H13. 5. 16 町告第84号	(地)
	西ヶ丘地区	婦中町速星 外の各一部	16.6	16.6	H19. 11. 1 市告第632号	(地)
	砂子田若葉台団地地区	婦中町砂子田の一部	10.6	10.6	H13. 5. 16 町告第84号	(地)
	塚原地区	婦中町塚原字島黒瀬の一部	5.7	5.7	H17. 3. 31 町告第52号	(調一ロ)
	呉羽南部地区	北押川字向野 外	70.6	70.6	H28. 11. 28 市告第489号	(地)
	月岡西緑町3区地区	月岡西緑町の一部	4.0	4.0	H18. 4. 24 市告第209号	(調一ハ)
	開ヶ丘地区	開ヶ丘及び池多の各一部	3.0	3.0	H18. 6. 5 市告第294号	(調一イ)

市町村名	地区名	位置	地区計画 面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号	類型
富山市	打出地区	打出、布目北、四方 外	20.6	20.6	H19.11.1 市告第631号	(地)
	堀川本郷地区	上新保 外の各一部	15.2	15.2	H22.4.27 市告第189号	(地)
	夢ヶ丘地区	婦中町夢ヶ丘	9.2	9.2	H20.10.31 市告第581号	(調-イ)
	熊野北部地区	小中の一部	4.2	4.2	H21.8.18 市告第436号	(調-イ)
	古沢・西金屋地区	古沢 外の各一部	3.7	3.7	H21.9.17 市告第499号	(調-イ)
	犬島二丁目地区	犬島二丁目の一部	4.4	4.4	H21.9.18 市告第503号	(地)
	新庄銀座一丁目地区	新庄銀座一丁目の全部	5.6	5.6	H21.9.18 市告第504号	(地)
	ひよどり南台地区	ひよどり南台の一部	1.9	1.9	H21.9.18 市告第505号	(地)
	桜谷みどり町地区	桜谷みどり町一丁目及び刈屋字向田の各一部	7.0	7.0	R4.3.25 市告第88号	(調-イ)
	石坂地区	石坂字新村柿木 外	2.2	2.2	H24.1.31 市告第33号	(調-ロ)
	上轡田地区	婦中町上轡田 外	4.3	4.3	H24.4.27 市告第185号	(調-イ)
	中心市街地地区	総曲輪三丁目 外	9.7	9.7	R1.9.19 市告第67号	(地)
	水落地区	水落字前田割 外	4.3	4.3	H30.7.23 市告第251号	(地)
	新庄銀座二丁目地区	新庄銀座二丁目の一部	5.2	5.2	R2.12.9 市告第465号	(地)
	速星駅周辺地区	富山市婦中町速星、婦中町西本郷の各一部	4.1	4.1	R3.4.2 市告第233号	(調-イ)
	珠泉地区	富山市珠泉東町、珠泉西町及び経力の各一部	15.8	15.8	R3.8.5 市告第376号	(調-ハ)
	呉羽駅北西地区	富山市高木字中作及び高木西の各一部	7.6	7.6	R5.1.21 市告第36号	(地)
	新富山口駅東地区	富山市下富居字八幡割 外	8.2	8.2	R5.1.21 市告第37号	(地)
	布市駅周辺地区	富山市布市の一部	1.8	1.8	R7.3.26 市告第98号	(調-ロ)
卸売市場地区	富山市掛尾町及び黒瀬字円子割の各一部	4.4	4.4	R7.3.31 市告第117号	(地)	
計 39地区		407.9	371.0			
高岡市	常国住宅団地地区	常国の一部	15.5	14.9	H8.4.1 市告第54号	(地)
	中保地区	中保・立野地区の一部	23.9	5.9	H7.5.10 市告第66号	(地)
	戸出町七丁目地区	戸出町七丁目	7.6	7.6	H14.2.8 市告第30号	(地)
	上牧野地区	上牧野	9.1	9.1	R3.11.30 市告第144号	(地)
	新駅周辺地区	京田 外の各一部	17.9	4.9	H30.6.29 市告第229号	(地)
	中曽根地区	中曽根の一部	25.0	5.6	H20.6.13 市告第194号	(地)
	守山二上地区	守山字古田 外	7.7	1.4	H23.6.23 市告第80号	(調-ロ)

市町村名	地区名	位置	地区計画面積 (ha)	地区整備計画面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号	類型
高岡市	佐加野新町東地区	佐加野字金切の全部及び佐加野伊勢田の各一部	1.1	1.1	H23. 6.23 市告第81号	(調-ロ)
	木津地区	木津、羽広及び和田字羽広田の各一部	21.0	1.1	H26. 3.12 市告第27号	(地)
	池田地区	池田 外の各一部	4.6	4.6	H30. 6.29 市告第230号	(地)
	戸出西部金屋地区	戸出西部金屋 外の各一部	38.8	26.4	H30. 6.29 市告第231号	(地)
	井口本江、出来田地区	井口本江字江指廻 外の各一部	11.5	11.5	H30. 6.29 市告第228号	(地)
	中川本町地区	中川本町の一部	1.4	1.4	R 2. 6.15 市告第128号	(地)
	二塚駅周辺地区	高岡市二塚の一部	1.1	1.1	R 6. 9.10 市告第159号	(調-ハ)
	計 14地区		186.2	96.6		
射水市	小杉町駅南地区	小杉町三ヶの一部	6.9	6.9	H 8. 4. 1 町告第 14号	(地)
	小杉町中太閤山15丁目地区	小杉町中太閤山15丁目の一部	1.0	1.0	H 8. 4. 1 町告第 15号	(地)
	小杉町中太閤山6丁目、南太閤山7丁目地区	小杉町中太閤山6丁目、南太閤山7丁目の各一部	6.3	2.4	H 8. 4. 1 町告第 16号	(地)
	小杉町役場周辺地区	小杉町戸破の一部	8.0	8.0	H 8. 4. 1 町告第 17号	(地)
	海王町地区	海王町の一部	10.0	10.0	H26. 3. 7 市告第 33号	(地)
	小杉町下条赤田地区	小杉町下条、三ヶの各一部	13.7	13.7	H14.11.25 町告第 100号	(地)
	新開発地区	大島町新開発の一部	15.0	5.1	H10. 5. 1 町告第 5号	(地)
	北野・若杉地区	大島町北野、若杉の各一部	12.1	12.1	H14. 5.22 町告第 10号	(地)
	二口地区	大門町二口、中村、堀内、大門本江の各一部	10.3	1.8	H13. 5.16 町告第14号	(地)
	広上地区	大門町広上、上条、小泉の各一部	16.0	6.8	H15. 9.17 町告第17号	(調-ロ)
	加茂地区	下村加茂中部、加茂西部の各一部	37.0	2.2	H14. 5.30 村告第15号	(調-イ)
	海竜町東地区	海竜町の一部	6.8	6.8	H20.10.24 市告第167号	(調-ロ)
	小島地区	小島、北高木の各一部	2.8	1.4	H24. 2.24 市告第 35号	(調-イ)
	堀江千石地区	堀江千石の一部	1.4	1.4	H24. 7.18 市告第163号	(再)
	新開発第二地区	新開発の一部	1.9	0.8	H25. 4.10 市告第89号	(調-イ)
	射水中央地区	本開発の一部	1.0	1.0	H26. 1.27 市告第9号	(調-ロ)
	太閤山ランド東地区	黒河、池多の各一部	14.4	14.4	H26. 1.27 市告第10号	(調-ロ)
	小杉インターパーク地区	上野、入会地の各一部	11.0	11.0	H26. 3.31 市告第56号	(調-イ)
	小林地区	小林、小島及び北高木の各一部	5.6	2.4	H26.11.20 市告第208号	(調-イ)
	小杉インターパーク第二地区	上野、入会地の各一部	11.3	11.3	H28.11.15 市告第164号	(調-イ)
黒河地区	黒河及び黒河新の各一部	3.1	3.1	H29. 3.31 市告第80号	(調-イ)	

市町村名	地区名	位置	地区計画 面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	最終決定年月日 告示番号	類型
射水市	黒河新地区	黒河新及び黒河の各一部	1.4	1.4	H29. 3. 31 市告第81号	(調一イ)
	沖塚原地区	沖塚原の一部	11.6	11.6	R 2. 11. 2 市告第233号	(調一イ)
	道の駅周辺地区	鏡宮及びび作道の各一部	3.8	3.8	R 4. 3. 3 市告第30号	(調一イ)
	本開発地区	射水市本開発の各一部	2.4	2.4	R 5. 8. 18 市告第173号	(調一イ)
	計 25地区		214.8	142.8		
魚津市	経田地区	経田西町、経田中町、東町の各一部	3.5	3.5	H17. 10. 19 市告第103号	(白一イ)
	魚津駅東地区	駅前新町、上村木一丁目、北鬼江 字大沢 外	26.0	3.9	R 2. 5. 1 市告第62号	(地)
	計 2地区		29.5	7.4		
滑川市	滑川駅南地区	柳原、辰野 外	86.4	80.4	H 6. 2. 1 町告第 3号	(地)
南砺市	柴田屋地区	福野町柴田屋 外	4.7	-	H25. 3. 25 市告第58号	(地)
	福光駅西地区	福光町荒木町、東町 外	3.1	3.1	H26. 12. 3 市告第184号	(地)
	福光西町北地区	福光字殿館、笹塚の各一部	3.8	3.8	H25. 3. 25 市告第60号	(地)
	計 3地区		11.6	6.9		
朝日町	泊駅西地区	平柳、草東野	5.0	2.3	H 4. 1. 29 町告第 4号	(地)

(類型の凡例)

(地) : 法第12条の5第1項第1号に該当 (用途地域が定められている区域)

(調一イ) : 市街化調整区域において、法12条の5第1項第2号のイに該当

(調一口) : 市街化調整区域において、法12条の5第1項第2号の口に該当

(調一ハ) : 市街化調整区域において、法12条の5第1項第2号のハに該当

(白一イ) : 区域区分の定められていない都市計画区域の用途地域以外の区域において、
法12条の5第1項第2号のイに該当

(再) : 再開発等促進区を定める地区計画

9 都市交通の現状

(1) 県内主要道路の交通状況

県内の主要道路の多くは、その交通容量をオーバーし、特にラッシュ時には過密現象が著しい状況であり、県民の社会生活に大きな影響を与えている。

これに対して、国道8号のバイパス整備や草島東線、能町庄川線の整備など、都市の骨格となる道路の整備が行われているところである。

表 県内主要道路における交通量及び混雑度

路線名	観測地点名	H27年 交通量 (台/12h)	H27 交通量 (台/24h)	H27 混雑度	H22 交通量 (台/12h)	H27 /H22
国道8号	入善町古黒部	10,790	14,406	1.12	11,152	0.97
	魚津市木下新	11,564	15,458	1.40	17,776	0.65
	滑川市大島	17,311	23,716	0.73	15,886	1.09
	富山市水橋	25,942	34,839	1.34	20,564	1.26
	富山市栗島	37,412	50,160	1.67	39,657	0.94
	射水市西高木	27,220	36,355	0.92	29,456	0.92
	高岡市宝来	15,982	20,869	1.48	16,593	0.96
	小矢部市芹川	10,843	14,301	1.01	11,700	0.93
	小矢部市安楽寺	13,623	18,444	1.72	12,330	1.10
国道41号	富山市上大久保	10,679	13,711	1.39	11,173	0.96
	富山市掛尾	31,016	39,645	1.40	32,356	0.96
	富山市荒川	20,457	26,185	1.25	22,691	0.90
国道156号	砺波市十年明	18,940	23,661	1.14	19,412	0.98
国道160号	氷見市朝日丘	15,901	20,512	0.64	21,143	0.75
	高岡市守山	26,593	34,327	1.06	28,813	0.92
国道359号	富山市婦中町塚原	22,345	29,272	1.29	35,549	0.63
国道415号	富山市草島	19,504	23,015	1.25	16,368	1.19
富山高岡線	富山市安野屋	20,081	26,306	2.06	18,325	1.10
富山環状線	富山市経堂	21,281	27,878	1.76	20,290	1.05
富山外郭 環状線	立山町西大森	10,078	13,505	1.62	9,052	1.11
坪野 小矢部線	砺波市権正寺	4,721	6,326	0.75	7,482	0.63

(資料) 国土交通省：平成22、27年度全国道路・街路交通情勢調査，一般交通量調査集計表

(2) 富山高岡広域都市圏の交通流動（市町村間の動き）

本県では、これまで富山高岡広域都市圏において「人の1日の動き」の詳細な交通データを調べ、交通の現況分析や将来の需要予測を行い、総合的な交通計画を策定するパーソントリップ調査を3回実施している。

具体的には、第1回調査を昭和49年～51年、第2回調査を昭和58年～60年、第3回調査を平成11年～14年に実施している。図1～3は、第1回～3回の調査結果のうち、市町村の動きを示した図である。

図3に示すとおり、平成11年における市町村間の動きについては、富山市とその周辺市町村、高岡市とその周辺市町村が多くみられる。

富山市に着目すると、婦中町との動きが4万トリップ以上と最も多く、かつ、昭和58年からの伸びは1.6倍以上と大きくなっている。次いで、高岡市との動きが3万トリップ以上と多く、伸びは1.2以上1.4未満と比較的大きくなっている。また、小杉町や滑川市等においても2万トリップ以上と比較的多くみられ、その動きの多くは1.4倍以上の伸びとなっている。

高岡市に着目すると、富山市、新湊市（現射水市）や氷見市との動きが3万トリップ以上と多くみられるが、新湊市（現射水市）と氷見市においては、昭和58年からの伸びが1.0以上1.2未満とほぼ横ばいとなっている。また、砺波市との動きが2万トリップ以上と比較的多くみられ、かつ、1.2以上1.4未満の伸びとなっている。

◆市町村間の流動図・希望路線図(全目的)

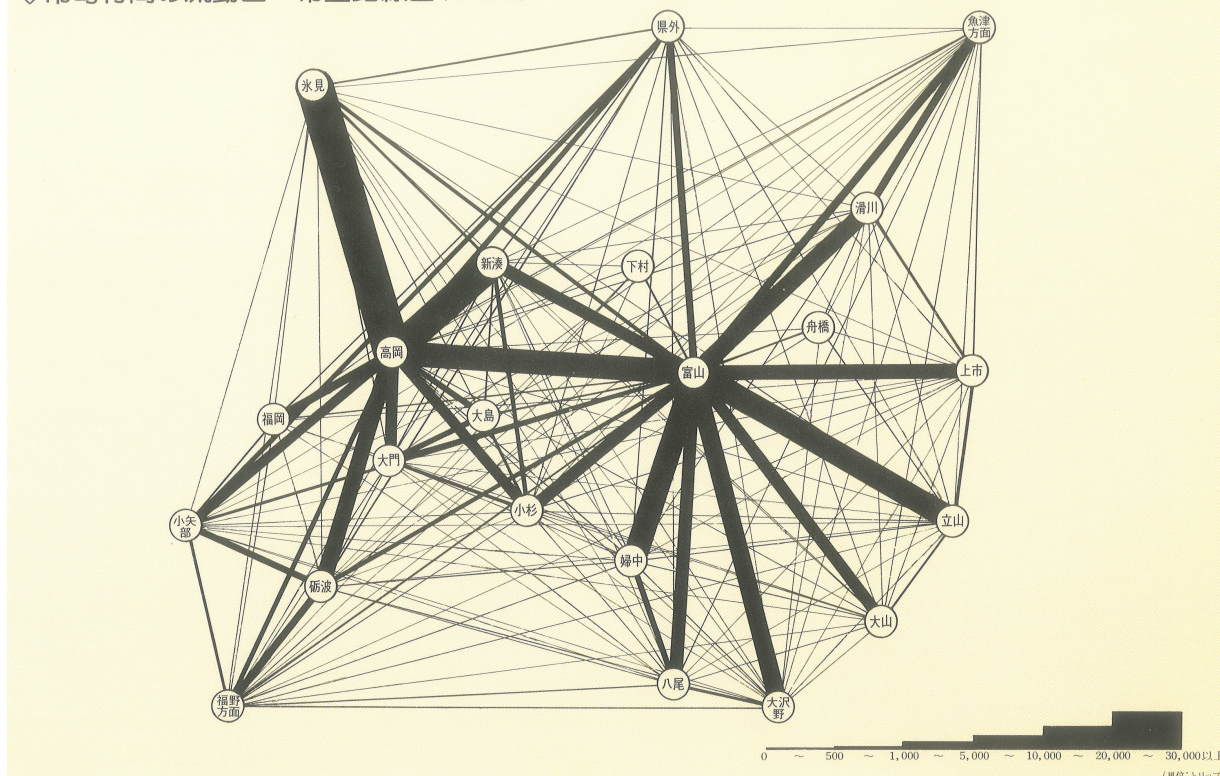


図1 富山高岡広域圏の人の動き (S50.6)

資料：富山高岡広域都市圏総合交通体系調査会「富山高岡広域都市圏の人の動き」(S50.6)

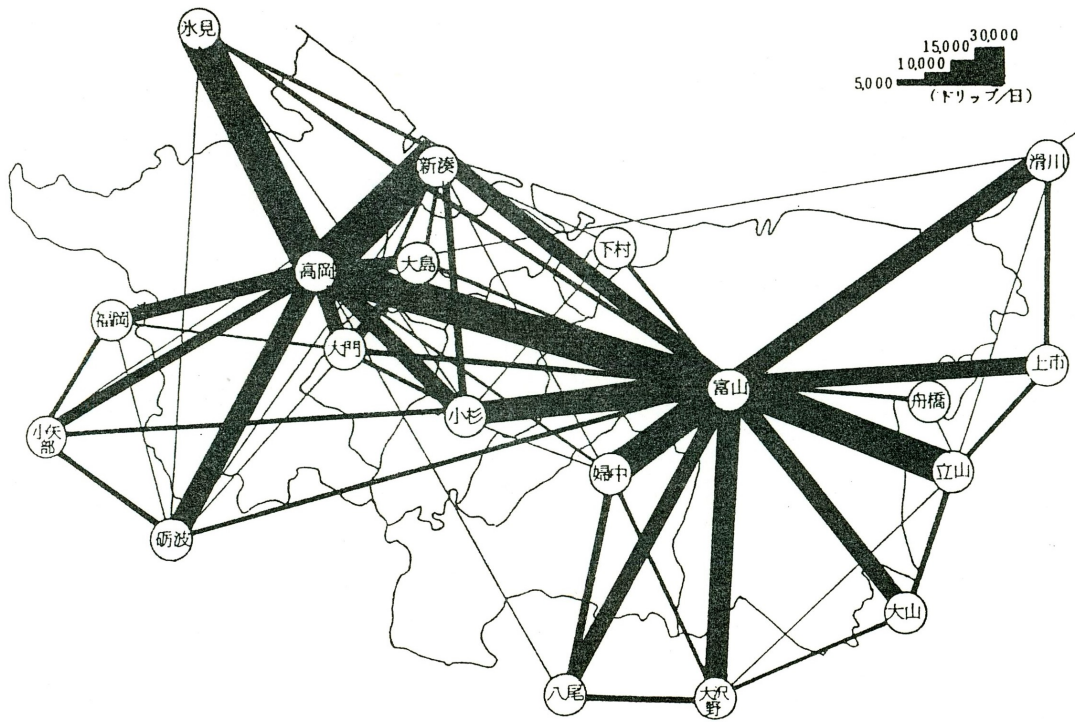


図2 富山高岡広域圏の人の動き (S60.1)

資料：富山高岡広域都市圏総合交通体系調査会「富山高岡都市圏の“人の動き”」(S60.1)

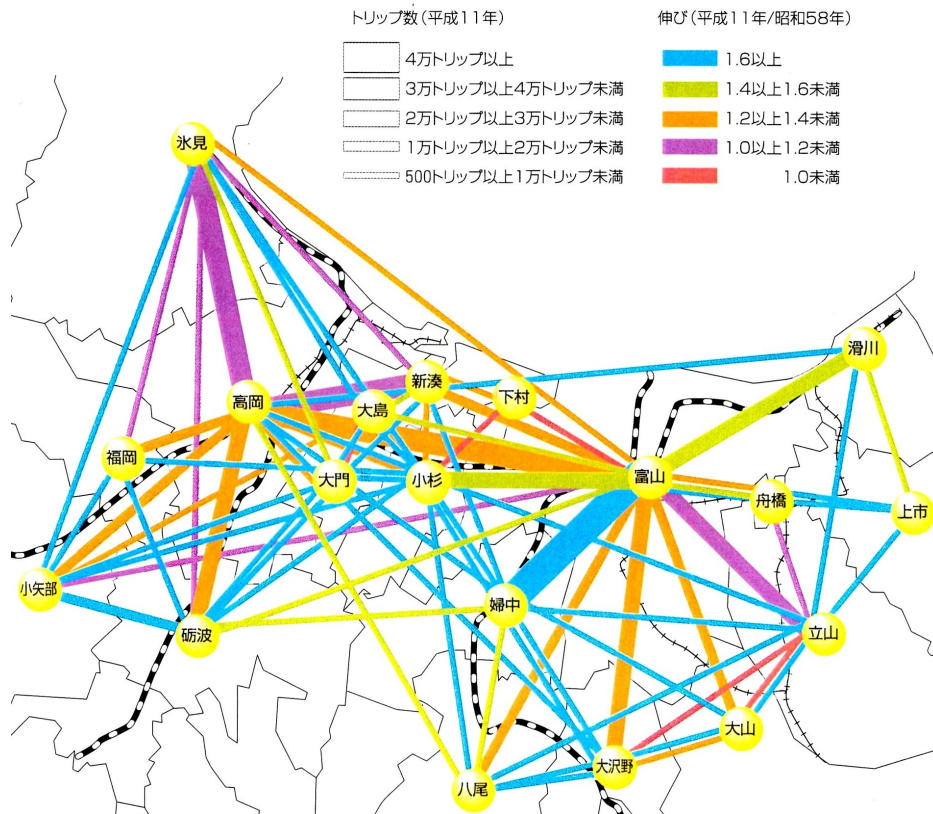


図3 富山高岡広域圏の人の動き (H13.6)

資料：富山高岡広域都市圏総合交通体系調査会「富山高岡広域都市圏の人の動き」(H13.6)